

楽<sup>®</sup>天

# 医薬品の通信販売規制の問題

2009年3月12日 / 楽天株式会社 / 三木谷浩史

三木谷委員提出資料

## 継続を求める「通信販売」とは？

- ①薬事法の許可を受けた薬局・薬店が行う通信販売です。「無店舗販売」ではありません。
- ②薬剤師等の専門家が販売するものです。
- ③扱う医薬品は、通常の薬局・薬店で販売されている、承認を受けた一般用医薬品（大衆薬）です。
- ④厚生労働省も、現状の通信販売を適法としており、通信販売の「解禁」を求めるものではありません。
- ⑤匿名だから危険と言われることがありますが、通信販売は配送先を登録する必要があるため、誰が買ったかが分かります。

医薬品の通信販売は、約800億円の市場規模があり、ネットは、約900万人弱の健康の維持を支えています！

## 市場規模

## 利用者数

通販・カタログ全体  
(2007年)

約797億円(推計)

ネット販売  
(2007年)

約363億円(推計)

今回の改正により影響を被る人数(ネットで  
医薬品購入の経験のある人数)

約852万人(推計)

### 【算出根拠】

1. 通販・カタログ全体の市場規模: 272,826百万円(注1) × 29.2%(注2)  
 (注1)「医薬品・化粧品小売業」の「通販・カタログ販売」による年間販売額 (出典: 経済産業省の「平成19年商業統計」)  
 (注2)「医薬品・化粧品小売業」の年間販売額のうち、「医薬品小売業(調剤薬局を除く)」の年間販売額が占める構成比(出典: 経済産業省の「平成19年商業統計」)
2. ネット販売の市場規模: 2,471,267百万円(注3) × 1.47%(注4)  
 (注3)「医薬品小売業(調剤薬局を除く)」の年間販売額 (出典: 経済産業省の「平成19年商業統計」)  
 (注4)「医薬品・化粧品小売業」のEC化率(全ての商取引に占める電子商取引の推定市場規模割合)(出典: 経済産業省の「平成19年度電子商取引に関する市場調査」)
3. 今回の改正により影響を被る人数: 8,754万人(注5) × 86.9%(注6) × 11.2%(注7)  
 (注5)2006年末におけるインターネット利用人口(出典: 総務省の「平成19年版情報通信白書」)  
 (注6)2007年におけるインターネットショッピング利用経験率(出典: 経済産業省の「平成19年度電子商取引に関する市場調査」補足説明資料図表8)  
 (注7)インターネットショッピング利用経験者中で医薬品の購入経験がある人の割合(出典: ヤフーバリューインサイト株式会社 C-NEWS調べ)

# 医薬品の通信販売は、ライフラインです！

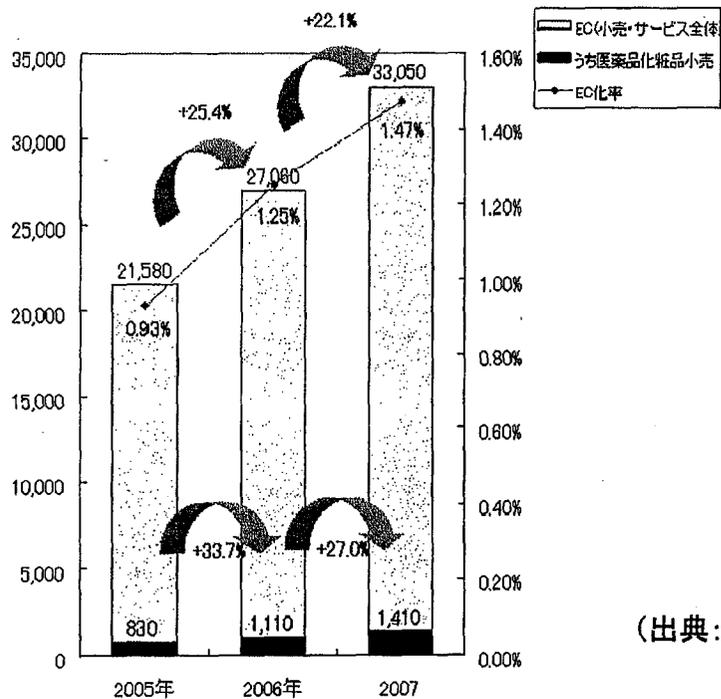


医薬品の通信販売は、多くの人に支持されるライフラインとなっています。

- ①BtoC EC市場全体の対前年比伸び率をはるかに上回っています。
- ②EC化率(全ての商取引に占める電子商取引の市場規模割合)は、衣料、食料品、スポーツ用品・本等と比べて高く、著しい増加傾向にあります。

医薬品化粧品小売業ECマーケットの推移(年度)

2005年 - 2007年(億円、%)



業種別の2007年EC化率

業種	EC市場規模 (億円)	EC化率 (%)
総合小売業	12,190	2.78
衣料・アクセサリ小売業	570	0.45
食料品小売業	2,510	0.42
医薬化粧品小売業	1,410	1.47
スポーツ・本・音楽・玩具小売業	2,220	1.22
宿泊・旅行業+飲食業	6,510	2.71

(出典: 経済産業省「平成19年度電子商取引に関する市場調査」を元に作成)

3月4日に、販売事業者等と消費者を幅広く集めたフォーラムを開催し、業界の安全策を提案。消費者の方からも意見をいただきました。業界での安全環境整備の方向性が明らかになりました。

1. 標題 「一般用医薬品通信販売継続フォーラム  
～すべての国民に平等に、安全に医薬品を届けるために～」

## 2. 議事

- 事例紹介～販売事業者等の取組み～(販売事業者3社、モール運営事業者1社)
- 医薬品通信販売に関する業界ルール案の説明(JODA理事長 後藤玄利)
- 関係者からの意見表明(販売事業者7人、消費者6人、弁護士1人)

3. 出席者 合計:33社・団体、51名

(1)通信販売事業者 27社

(2)通信販売関係業界団体 3団体

医薬品ネット販売推進協議会、JODA、社団法人日本通信販売協会

(3)モール運営事業者 3社

株式会社ディー・エヌ・エー、ヤフー株式会社、楽天株式会社

(4)消費者7人、弁護士1人

- ネットのほうが情報を出しており、安心。
- 規制で何を守ろうとしているのか分からない。
- 水虫薬をネットで購入している。メールで患部の写真を送って疑問点等をいろいろ聞いている。ネットはバックアップ体制がすばらしい。
- 店頭でないときちんとした情報提供が受けられないということは、経験上ない。店頭で説明されることはまずない。顔が見えないからこそ相談できることだってある。
- 消費者不在の議論が腹立たしい。
- 消費者の選択の幅を狭めないでほしい。 ネットだとリスクがあるとの主張が分からない。店舗でもきちんとした説明が担保されるのかきちんと規制をかけないとフェアでない。
- (視覚障害者の方のご発言) 自分は対面では相手が専門家かどうかは分からないので、対面であることに意味は無い。 店頭では箱を開封して中の説明書を読んでもくれないが、ネットではそれが掲載されており音声ソフトで聞ける。平等に医薬品を提供することこそがキーワード。
- 検討会の構成はアンフェアであり、消費者が入っていないのもアンフェア。

「対面の原則」というが、フェイストウフェイスに限定されていない。  
むしろ「リスクコミュニケーション」に必要な条件を議論すべき。

- 情報提供は専門家自らのみになっているが、肝心の販売(販売可否の判断を伴う)は専門家自らでなく店舗に専門家がいさえすれば実質的にアルバイトでもいいのはなぜか？
- 配置は、使用者との関係でどのような意味で「対面」なのか。
- 代理で買いに来る場合等購入者と使用者が違う場合は、使用者との関係では対面でない。相手の状況を把握するためには対面が必要といいながら使用者との関係で対面でなくてもいいのか。
- 相談応需も省令上は「対面」対応となっているが、電話等の対応も認めるとのことであった。それでは省令の「対面」とは何なのか。
- 実店舗での対面購入が困難又は強い抵抗を伴う場合(対面では十分なコミュニケーションが取れない場合)があるが、無視してもよいのか(視覚障害者・聴覚障害者、購入に羞恥心を伴う商品を購入する者 等)？

- 改正薬事法は、専門家による情報提供の明確化(リスクコミュニケーションの確保)
- 実店舗によるネット販売は、ネットの特性を活用することにより、十分なリスクコミュニケーションを達成できる。

- ・外箱の中の添付文書情報を購買過程で表示可能。
- ・相談応需は、消費者の要望に応じ、電話、メール、問合せフォーム等多様な手段を用意。
- ・配送先を指定するため住所を含め購入者の情報を把握しており、トレーサビリティがある。(ネットでは、匿名で購入できるわけではない)
- ・申告情報、問合せ内容(過去の内容も含む)、顧客データ、購買履歴等多様な情報を活用できる。
- ・専門家に関する情報を掲示し、氏名・顔等を公表することが可能。

# 【参考】店頭での販売とネットでの販売の比較①

		店頭での販売	ネットでの販売
商品選択時の 情報提供	選択肢	店頭の陳列の範囲内	検索ツール等により、多様な情報を参照
	用法用量効能	薬の外箱で確認	ウェブ上の商品ページで確認。購買過程での強制表示可能。
	外箱の中の添付文書情報	(省令により求められるが、具体的な方法が定かでない)	ウェブ上で表示できる。添付文書の更新をすぐに反映できる。購買過程での強制表示可能。
相談応需の方法		特定の場所で専門家が対応。	専門家が、電話、メール、問合せフォーム等により、対応。
購入者の情報		外形から得られる情報のみ ⇒トレーサビリティなし	購入者は配送先を指定するため、氏名・住所の情報が得られる。⇒トレーサビリティあり

# 【参考】店頭での販売とネットでの販売の比較②

		店頭での販売	ネットでの販売
販売可否判断	可否決定方法	実質的にはアルバイトのみでもOK (レジ等で専門家又は専門家の管理・指導の下でスタッフが対応。)	注文を受けた商品につき、専門家が発送の可否を判断。
	判断材料	質問を受ける又は積極的に発問しない限り、顔色・外形以外に基本的には情報がない。	申告情報、問合せ内容(過去の内容も含む)、顧客データ、購買履歴等多様な情報
陳列方法		リスク別陳列。オーバーザカウンター等の構造設備対応。ただし、経過措置あり。	ネットの特性上、分かりやすく分類整理できる。
専門家の存在の明示		専門家であることを掲示し、着衣又は名札により判別させる	専門家に関する情報を掲示し、氏名・顔等を公表することが可能。
販売後の情報提供		通常は極めて困難	必要に応じ、情報提供が可能

# 資料集

2009年3月12日／楽天株式会社

## 目 次

1. 3月4日フォーラムの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. ネット署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 関連するTV・新聞報道・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 関係団体による献金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## フォーラムの結果概要

1. 日時 2009年3月4日(水) 11:00~12:20
2. 場所 ホテルオークラ アスコットホールⅢ
3. 標題 「一般用医薬品通信販売継続フォーラム  
～すべての国民に平等に、安全に医薬品を届けるために～」
4. 議事
  - (1) 開会
  - (2) フォーラムの開催趣旨説明及び医薬品の通信販売継続に向けて  
ヤフー株式会社COO 喜多埜裕明  
楽天株式会社社長兼社長 三木谷浩史
  - (3) 「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」第1回の報告  
NPO法人日本オンラインドラッグ協会(JODA)理事長 後藤玄利
  - (4) 事例紹介～販売事業者等の取組み～  
販売事業者3社、モール運営事業者1社より説明
  - (5) 医薬品通信販売に関する業界ルール案の説明  
JODA理事長 後藤玄利
  - (6) 関係者からの意見表明  
販売事業者7人、消費者6人、弁護士1人
  - (7) 閉会の辞  
社団法人日本通信販売協会副会長 宮島和美
5. 出席者 合計:33社・団体、51名
  - (1) 通信販売事業者 27社
  - (2) 通信販売関係業界団体 3団体  
医薬品ネット販売推進協議会、JODA、社団法人日本通信販売協会
  - (3) モール運営事業者 3社  
株式会社ディー・エヌ・エー、ヤフー株式会社、楽天株式会社
  - (4) 消費者7人、弁護士1人
6. 主催  
医薬品ネット販売推進協議会、JODA、社団法人日本通信販売協会、ヤフー、楽天

以上

## フォーラム出席者からのコメント

### 【販売事業者】

- 業界ルール案につき全面的に賛成。これにしたがって販売継続したい。販売後の安全性は、ネットのほうが履歴を終えるので顧客にアプローチできる。
- 対面というが、ドラッグストアでは、薬剤師が調剤室に入ったきりになって  
いるものも多く、疑問。
- 業界ルール案をもとにしていけば、安全性は十分確保できる。
- ネット販売は、「究極の対面販売」。
- ネットは顔が見えないと言うが、実際に販売している立場からするとそんな  
ことはない。ネットのほうがメール等を通じて対面よりも本音を聞けるし、  
詳しい症状もメールで送ってくれ、返信メールを夜にすることも多々ある。  
ネットのほうが消費者の反応をじかに感じ取れる。
- 一般用医薬品は医療用医薬品と違って、説明文書に従った服用をすれば安全  
とされているものであることを踏まえた議論が必要。
- 業界ルール案はすばらしい。6月からと言わずやれることはすぐにやるべき。  
販売継続を勝ち取るには、ルールの実施が必要。ルールはどんどん改良して  
いけばよい。
- ネットを規制する理由がまったく分からない。
- 実店舗での対面での販売はほとんどないので、規制されると死活問題。
- フリーダイヤルの設置、飲み合わせの危険性の確認、注文から配送までの一  
貫した過程において専門家が関与することなどを既に実施しているが、今後  
も、チェックシート・アンケートシート等充実していきたい。

### 【消費者】

- 今回の規制は、IT化時代になぜと思う。事業者には、ディフェンスの安全  
策だけでなく、逆に、消費者に積極的に医薬品の情報を提供することがネッ  
トではできると思うので、考えてほしい。
- 通信販売という手段がなくなるのは不安。あらためて都内の薬局の実店舗の  
状況を確認したが、知識のないバイトが売っており、不安になった。ネット  
のほうが情報を出しており、安心。
- 規制で何を守ろうとしているのか分からない。
- 水虫薬をネットで購入している。メールで患部の写真を送って疑問点等をい  
ろいろ聞いている。ネットはバックアップ体制がすばらしい。
- 店頭でないときちんとした情報提供が受けられないということは、経験上な

い。店頭で説明されることはまずない。顔が見えないからこそ相談できることだってある。

- 消費者不在の議論が腹立たしい。
- 消費者の選択の幅を狭めないでほしい。ネットだとリスクがあるとの主張が分からない。店舗でもきちんとした説明が担保されるのかきちんと規制をかけないとフェアでない。
- （視覚障害者の方のご発言）自分は対面では相手が専門家かどうかは分からないので、対面であることに意味は無い。店頭では箱を開封して中の説明書を読んでくれないが、ネットではそれが掲載されており音声ソフトで聞ける。平等に医薬品を提供することこそがキーワード。
- 検討会の構成はアンフェアであり、消費者が入っていないのもアンフェア。

#### 【弁護士】

- 今回の措置は、営業上の自由への過度の制限であり、憲法第 22 条違反の可能性。業界ルール案のように安全性を確保できる方法があるのにそのような「より制限的でない方法」を検討していないことが問題。通信販売で医薬品を購入するという重大な国民の権利を法律では無く省令で行っており、憲法第 41 条違反の可能性。

以 上

## ネット署名

■ ネット署名は、3月11日現在で、約83万2千件（速報値）に達している。

■ 下記の有識者の方々に、ご賛同いただき、コメントをいただいております。



中谷彰宏様  
作家  
[コメントを読む](#)



玉井克哉様  
東京大学先端科学技術  
研究センター教授  
[コメントを読む](#)



南美希子様  
キャスター・エッセイスト  
[コメントを読む](#)



長塚智広様  
騎線オリンピック選手  
（三大会連続出場）  
[コメントを読む](#)



二宮清純様  
スポーツジャーナリス  
ト  
[コメントを読む](#)



山田善輔様  
株式会社サイバーエ  
ージェント 代表取締役  
社長兼CEO  
[コメントを読む](#)



田原健一様  
ジャーナリスト  
[コメントを読む](#)



香山直美様  
（ペンネーム：村山ら  
むね様）  
消費生活アドバイザー  
・ブロガー  
[コメントを読む](#)



荒瀬吉純様  
立教大学法学部教授  
[コメントを読む](#)



高本英彦様  
デジタルハリウッド特  
許会社 取締役会長  
[コメントを読む](#)



夏野剛様  
慶應義塾大学 特別  
招聘教授  
[コメントを読む](#)



野口英彦様  
株式会社ピーチ・ジ  
ョシ代表取締役  
[コメントを読む](#)



樋口和一様  
作家・多摩大学教授  
[コメントを読む](#)



SHOGO様  
ミュージシャン(175R  
Vocal)  
[コメントを読む](#)



松永英彦様  
株式会社バンダイ取  
締役  
[コメントを読む](#)



梶浦康次  
トランスコスモス株式会社 代表取締役会長兼CEO  
コソトエッセ



野原佐和子  
株式会社イブシマーケティング研究所 代表取締役社長  
コソトエッセ



本間理沙  
タレント  
コソトエッセ



西澤シノブ  
プロボクサー(第15代日本ミドル級チャンピオン、第10代東洋太平洋スーパーミドル級チャンピオン、第11代東洋太平洋ライトヘビー級チャンピオン)  
コソトエッセ



石井一久  
投手(埼玉西武ライオンズ所属)  
コソトエッセ



浦田聖子  
プロボクサー  
コソトエッセ



宮本直樹  
スポーツビジネスプロデューサー 元プロテニスプレイヤー  
コソトエッセ



TAKUYA  
ミュージシャン (ROBO'S vocal and guitarist 元Judy And Mary)  
コソトエッセ



石水智尚  
Internet Solutions Limited 役員  
コソトエッセ



井上高志  
株式会社キクト 代表取締役社長  
コソトエッセ



沢田登去子  
有限責任中間法人EOネットワーク 理事  
コソトエッセ



藤元清太郎  
DADR 代表取締役社長  
コソトエッセ



岡嶋裕史  
関東学院大学 経済学部 准教授  
コソトエッセ



有田芳生  
ジャーナリスト  
コソトエッセ



村井純  
慶應義塾大学 環境情報学部 教授  
コソトエッセ



山口啓  
駒澤大学グローバルメディア・スタディーズ学部 准教授  
コソトエッセ



佐藤可士和  
アートディレクター、クリエイティブディレクター  
コソトエッセ



木村剛  
株式会社フィナンシャル 代表取締役社長兼CEO  
コソトエッセ



奥谷禮子  
株式会社ザ・アール 代表取締役社長  
コソトエッセ



山本由樹  
光文社 STORY 編集長  
コソトエッセ



泉香苗  
株式会社キャリア・マム 代表取締役  
コソトエッセ



浅野史郎  
慶應義塾大学 総合政策学部 教授  
コソトエッセ



寺田和正  
株式会社けまんざたパソコンリミテッド 代表取締役社長  
コソトエッセ



奥谷正尚  
GMOインターネット株式会社 代表取締役会長兼社長グループ代表  
コソトエッセ

## 関連するTV・新聞報道

### ■2月7日 日経新聞 社説「薬販売、ネットでも安全は確保できる」

- ・厚労相は日本薬剤師会など業界団体の意見だけでなく、こうした利用者・消費者の声にも耳を傾けるべきである、と指摘。

### ■2月8日 朝日新聞 社説「薬の通販規制 もっと知恵を絞りたい」

- ・厚労省が議論をこれまで尽くしてこなかった対応のまずさを指摘、また、事業者と厚生労働省が連携し、通販のルール作りを行うことができないか、と投げかけている。

### ■2月25日 フジテレビ とくダネ

- ・医薬品ネット販売に関する街頭アンケート（不便な人には制約が出るなど）、番組独自アンケート（規制反対が55.8%）を紹介。
- ・ネットで薬を購入する障害者の声、ネット販売を手がける薬局の薬剤師の声を紹介。
- ・小倉氏スタジオコメント「リアル店舗でも、欲しいものをカゴに入れて、レジに出すだけというのが現状なので、安全の担保といたって、ネットでもリアルでも同じ」「処方箋薬は薬局でも買えない状況があるなかで、このようなネットという流通があるのは当たり前」
- ・デーブスペクター氏コメント「アメリカでは市販の薬だけでなく、処方箋薬もネットで購入できる」

### ■2月27日 日本テレビ ミヤネ屋

- ・利用者の中で困る人がいる例として、目が不自由な鈴木悟さんを紹介。「体調が悪いと、耳に集中しようとする時に頭痛がする。どうやって冷静に判断できるのか」というコメントを紹介。
- ・浅野史郎氏（前宮城県知事・元厚生労働省）のコメント「売り方の問題・買い方の問題というより、薬という商品の性格の問題。リスクはある。リスクをきちんと知らせるかどうかが。通販の場合、きちんと（説明）しさえすればいいんじゃないか。」  
「サリドマイドやキノホルム（スモン）による薬害は、売り方の問題ではなく、その薬そのものの副作用がはっきりしないまま市販薬として使われたということが問題。」「どこで買おうと同じ。（いずれにせよ、用法・用量については）知らせなくて

はいけない。」「規制側としては、副作用がおきた場合が怖いので、ネットを規制しようということなのだろう。しかし、利用者側のことも考えなくてはならない。」「今回の省令改正で誰が喜び、誰が救われるか分からない。」

- ・ 飯星景子氏（コメンテーター）のコメント「あまり症状を説明して買うことは少ない。よって（ネット販売と店頭販売とで）どんな違いがあるか正直分からない。」「薬はリスクを伴う。それと、薬害被害者が通販で購入したかどうかは話が違う。同じところで論じるのは難しいだろう。」
- ・ 春川正彦氏（読売テレビ解説委員）のコメント「ネットや電話はツール。そこに規制かけるのは難しいので、安全な販売環境のあり方を論じるべき。ネットか否かは問題ではない。」

■ 3月1日 NHK 経済羅針盤

- ・ スタジオ解説(関口 編集委員)「これに対してネット事業者も安全強化策を考えている。届出制やインターネットでの自主的監視、また利用者に対しても注意事項を必ず読んでもらうとか、大量購入を防ぐために個数制限も検討している。今週にも新たなガイドラインが出る予定」
- ・ スタジオコメント(関口 編集委員)「安全性と利便性の二者択一ではいけない。両方大切。業界が出すガイドラインでこの両方を図る解決策ができるか注目したい」「あと3ヶ月で改正というのにも関わらず、我々が知らないことが多い。これまで普通に飲んでいた薬が、分類されてリスクが高いですよといわれるとドキッとす。厚生労働省へのお願いとしては、分類の趣旨や意味を丁寧に消費者に説明してほしい。」

以 上



# 第1回検討会資料

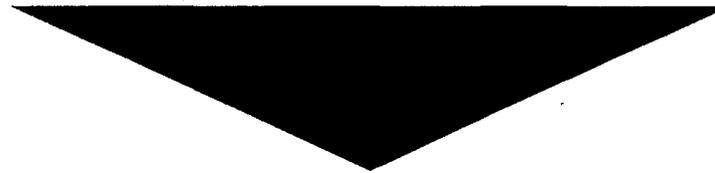
(平成21年2月24日)

# 楽<sup>®</sup>天

## 医薬品の通信販売規制の問題

2009年2月24日 / 楽天株式会社 / 三木谷浩史

- 医薬品の通信販売は、現行法上適法。
- 改正後の法律においても、法律上は、通信販売を制限することを明らかにした規定はない(「対面」に限るとの用語は法律上どこにも出てこない)。



法律上何の規定もなく、省令で国民の権利を大幅に制限⇒委任の範囲を超えて違憲の可能性

【参考：関連する憲法等の規定】

**憲法第31条**

「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

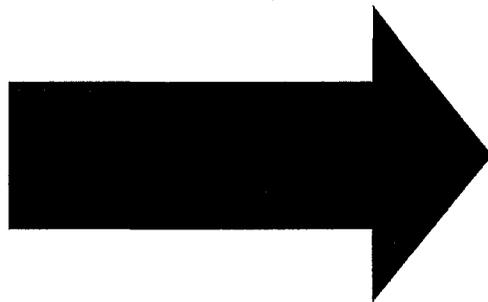
**国家行政組織法第12条第3項**

「省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。」

■「郵便その他の方法により医薬品の販売等」の部分に関する意見募集  
2,353件 反対:2,303件(約97%)  
賛成:50件(約3%)

—そもそも、2,353件の内訳が公表されなかった。

—2,303件の個別の意見は、全て公表されていない。



国民的議論のためには、

個別の意見を全てウェブ上で開示した上で、それらを踏まえて、通信販売継続に向けた省令の見直しを早急に行う。

通信販売継続を求めるためのネット署名が、ヤフー・楽天両社の総数で約57万件。

ー省令が公布されて以降、規制の見直しを求める声は、日に日に高まっている。

ーコメントも楽天で約1万件集まっている。



実店舗での対面販売のほかに、通信販売により健康を維持している国民も非常に多いことは明らか。

薬局・薬店が10Km圏内に不在の地域  
⇒地図中の塗りつぶしの部分



無薬局町村数

186(平成19年度末)

無薬局町村のある都道府県数

37(平成19年度末)

(出典)厚生労働省「平成19年度衛生行政  
報告例」第51表

(注)薬局・薬店を中心に10kmの範囲以外を表示した  
もの。したがって、当該部分は10km圏内に薬局・薬  
店がない不在地域ということであらわしている。

# 資料集

平成 20 年 2 月 24 日 / 楽天株式会社

## 目 次

<b>【利用者の声】</b>	
1. 一般用医薬品の通信販売に関する利用者の声	1
<b>【店舗の声】</b>	
2. 一般用医薬品の規制に関する店舗運営者の声	18
<b>【薬局・薬店不在地域】</b>	
3. 薬局・薬店不在地域の地図	20
4. 薬局不在町村数（都道府県別）	21
<b>【環境整備方策】</b>	
5. 一般用医薬品のインターネット販売における安全策について	22
<b>【当社が提出・公表した要望書・コメント等】</b>	
6. 2008年8月7日厚生労働大臣等提出意見書	32
7. 2008年10月16日厚生労働省に提出したパブコメ	39
8. 2008年12月11日厚生労働大臣等提出要望書	53
9. 2009年2月6日に公表した共同声明	56
10. 2009年2月20日厚生労働大臣提出要望書	58

## 一般用医薬品の通信販売に関する利用者の声

○一般用医薬品の通信販売の継続を求める署名欄での自由コメント記入欄への書込み(誤字等はそのまま)。

### 【離島住民の声】

コメント
離島に住んでおります。東京 23 区と同等の面積でして、島の中心にしか安い大手薬局がありません。車で出掛けても 1 時間はかかります。子育てに追われる妻と、週 6 日で遅くまで働く私たち夫婦にはネット通販は大切なライフラインです。便利な都市部の感覚で判断せず、インターネットの普及が地方の過疎地に住む人間が多くなる恩恵を受けている事を理解して欲しいです。
離島に住んでいる者にとっては、ネット通販はいまや欠かせないライフラインです。購入できなくなると、とても困ります。医薬品のネット販売継続を求めます。
離島に住んでいる為、ネットでの医薬品購入がとても便利であり、必要不可欠です。無くさないでいただきたいです。
離島に住む者にとっては、買いもで本土に渡る回数はあまりなく、ネット販売は非常に便利です。
離島なので本当に困ります。
離島では手に入らない物もあるので、ネットで薬が買えなくなるのは困ります。
離島での生活において、ネット上での薬などの生活必需品の入手は必要不可欠です。
内地まで船で 25 時間かかる離島に住んでいます。薬局がありません。インターネットで購入できないと大変困ります。
当方沖縄の離島在住です。薬局はありますが、置いてある医薬品には限りがあります。ネットで医薬品が購入出来なくなれば、親戚や知人に頼って代理で購入・発送してもらわなければなりません。相手の都合を考えると「急いで」「なるべく早く」など言えない場合もあります。販売店と利用者として購入依頼出来るネットでの販売は重要だと思います。薬局やドラッグストアが溢れている地域ばかりでない事をご理解頂きたい。総合的に意見を言わせて頂けば「困ります」の一言です。本当に困りますので善処して頂きたいです。

## コメント

私は離島在住者で、島内にも薬局は一軒ありますが、営業時間が短く、医薬品の品揃えも少ないうえ、価格も高くインターネットでの購入のほうが多くの選択肢があり、価格も安く、今では頻繁に利用しています。例えば対面販売で医薬品を購入しても、その用法用量を管理するのは購入者自身であり、その意味では今回の規制が実施されても誤用等による健康障害をなくならないと思います。ネット上での副作用や毒性を持つ薬の販売に際しては、利用者が「購入する」をクリックした時に、その危険性を含む特性について購入者に再度注意喚起し、本当にその薬がその人にとって適切なものかどうかを再考させる措置等が不可欠と考えますが、厚生労働省には、薬局等が近隣にない地域の人々の生活利便性にも十分配慮した薬事行政を行っていただくことを切望します。

私は、離島に住んでいます。食料や日用品を始め、ほとんどの必要品を、インターネット関係で、手に入れています。薬品関係も、同様です。これが出来なくなるのは、大変困ります。

私の住んでいる所は離島で、島に薬局が一軒しかありません。置き薬もありますが、テレビCMの薬が欲しくても売り切れの時があります。ネットで購入できなくなると大変不便になります。医薬品のネット販売の継続をお願いします。

現在離島で生活をしています。私の住んでいるところにはドラッグストアはありません。小さな商店に必要最低限の薬が売っているだけです。便秘薬や自分にあつたカゼ薬がいつもお店に並んでいるとは限りません。ましてや小さな島ですので顔見知りの男性の店員さんと便秘薬など買いつらい薬も女性にはあります。そのため必要な薬を買うときはネット購入を利用してきました。それがなくなるということは本当に不便だし、考えられません。お店に買に行くのが面倒だという理由だけでネットで薬を購入している人たちだけじゃないんだということ、ネット販売を必要としている人たちがいるということを分かって欲しいです。

沖縄県の離島、久米島に住んでいますインターネットで薬が買えなくなると、本当に困ります

沖縄の離島に住んでいます。コンビニひとつ無い島です。もちろん薬局などありません。ネットで薬が買えなくなるととても困ります。いろんな理由からこうした方向性になっているのかも知れませんが、できなくなると困る人たちもたくさんいることを考えて欲しいです。

こちら、離島です。島に薬局はありません。本当に困ります。本当に困ります。

離島では種類が揃わない、説明が詳しくない。高い。ネット販売は自宅まで配達してくれる。

離島に住んでおり、欲しい医薬品が近くの薬局(品数が少ない)にない場合が多いので、ネットで買えなくなると非常に困ります。

## 【障害者及び障害者のご家族の方の声】

コメント
論外です！我が家は後期高齢者と身体障害者の世帯です。医薬品を必要とするのは、我々弱者です。外出するにも「自立支援法」なる悪法の御陰でお金を払って人を頼まないと購入できません。現在はインターネットを介して必要な医薬品を購入することが出来るので、何とか薬の入手に頭を悩ます事無く必要な物を、必要なときにネットを介して購入できております。ネットを介して購入出来なく為ることは「生活権の侵害」以外の何者でもありません。弱者無視の省令には断固抗議致します。
下肢障害者1級第1種(要介護者)です。ホームヘルパーにお願いしたくない物などもインターネットの普及で生活しやすくなった現在の進歩に逆行するかの様な行政の勝手な言い分がいい加減我慢が出来ません。苛めですか！？是非見直してください！！
私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらっても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物が、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。
私も妻も障害者でめったに買い物にいけなく薬局で対面販売しかだめだとしたら非常に困ります。買いにいけない人は極端に言えば病気のまま死ねと言う事と同じくらいに思います。そのような人の事も考えて下さい。
私自身パニック障害で外出が出来ない状態なのでネットで買えないと困ります。
私は膝に障害を持つ主婦です。毎日の買い物にも事欠く状態で、ネットでの医薬品はよく利用させていただいていました。薬局はいつも行くところからは少し離れていること、欲しい商品がない事で、ネットでの医薬品購買を本当に重宝していました。私が住んでいる場所は都会ではなく、そうそう薬局もありません。また私のように障害を持っていると、何か欲しくても、思ったものを手に入れるのにすごく苦勞をします。現代はネットの時代となり、私のようなものは本当にありがたいと思っていました。高齢者や障害者や弱者を守るはずの厚生労働省がこの様な思いやりのない行動をとることに本当に憤りを感じます。断固として抗議します

コメント
両下肢機能障害を持つ、私は大変困ります。
先日家内が出産し、家内は妊婦のときから現在新生児をかかえる状況で、運転免許がありません。そんな時にネットで薬が買えるので助かりました。また父は身体障害者で、一人では20メートルほどしか歩けません。薬は家族が介護して医者へ連れて行ける時かネット通販に頼っています。こういった弱者救済のためにも規制を緩和するならともかく、規制を強化するような政府に憤りを感じています。
精神障害年金で暮らしております。外出がままならない生活状況です。そこで1類医薬品及び2類医薬品のネット販売が禁止されますと、薬が買う手段がなくなり日常生活に多大な支障をきたします。薬事法施行規則改正案に断固反対します。
身体に障害を持っているので、自分で買いに行くことが出来ません。インターネットで買えることはとてもいいです。是非、購入出来るようになってほしいです。
障害者なので医薬品のネット販売がなくなると薬の入手が極めて困難になります。厚生省は障害者や病人に深い気遣いを示してくれると信じています。
重複障害児を抱え、薬局へ薬を買いに行く時間がなかなか取れません。ネットで薬品が購入できなくなるのは本当に困ります。障害者を抱えた家族の困難を理解してください。
障害を持つて身体で体が不自由で買い物も余り外へで買えないのでネットだったら何時の時間でも気にしないで買えることができるので大変便利です。もし中止になると、中止になるのは嫌です。絶対に反対します。
障害をもった夫の介護で買物もゆっくり出来ない状態なので、ネットでお薬を買っていました。それが出来なくなると困ります。
障害があり外出が出来ない為、買い物はすべてネットで買っています。
肢体障害の為、一人での外出ができません。ネットでの薬の買い物が無くなつては、大変困ります。どうか、健常者だけの事だけを考えずにご配慮お願いいたします。
私は体が不自由で言語障害も重いので、店頭で買うのが難しくネット購入を大変重宝しています。ぜひとも継続していただきたい。
私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていけるようにして下さい。

コメント

店頭で買にくい薬(水虫やインキンタムシの薬等)はネットで買えないと不便です！また、障害者(私もその1人です)や病気で動くのが不便な人は、ネットで薬が変えなくなると非常に困ります！！

薬もサプリメントも障害者にとっては必需品です。規制をかけるにしても何かしら対策するべきと思います。

障害者なので買い物に自由にいきません。ネット販売は継続して欲しい。

まさしく田舎に住み、障害があり、外出が困難な私にとってネット販売は医薬品を買うために欠かせない存在です。交通弱者にとって医薬品を購入する手段を取り上げないで欲しいと思います。よろしくお願いします。

私は体が不自由で、車の運転も出来ませんので、ネットショッピングが頼りです。偏頭痛があり、痛み止めをネットで買えないとなると、私にとっては死活問題です。私のような者も結構いると思います。医薬品のネット販売が続けられる事を強く願っております。

私は精神的な病を持っていて、いつでも体調が良く外出できるわけではないため、薬も含めていろいろなものをネットで購入しています。薬を買いたくても薬局やドラッグストアが営業している時間に必ずしも行ける訳ではないんです。私と同じように外出できずにネットで購入している人はたくさんいると思います。また、近所のドラッグストアや薬局でいきなり今まで飲んでいた薬が取り扱いがなくなってしまうたりして、手に入らず困っていた時にネットで検索したら購入できたということもありました。お店によっては置いている薬はバラバラ。だけど、ネット上ではたくさんのお店があるので、検索すれば見つけて買うことも可能なんです。それにコンビニで医薬品を置いたとしても…私の家は東京都内ですが、駅前にしかコンビニもドラッグストアもないので大して利便性は変わりません。以前は時間も休みも不規則な仕事をしてましたのでそういうときにもネットで購入できるのは助かりました。帰省しなければいけない理由が全くわかりません。他に規制しなくてはいけないことはもっとあるんじゃないですか？なぜネットでの薬の販売がターゲットになるのでしょうか？今の便利な状態を変えないでください。それより、もっと違うことに税金を費やし、議論に時間を費やしてください。

私は進行性の下肢障害者です。足が不自由なので買い物がとても大変です。薬に限らず、ネットでの買い物は生活の一部です。一言規制と言っていますが、子どもたちに有害な情報や、品物などを優先的に規制していただきたいです。優先順位が違うのではないのでしょうか。とても納得できません。

## コメント

私は身体障害者です。外に出られませんネット販売がなくなると大変困ります。

私は身体に障害があるため好きな時に好きなように買い物を楽しんだりも出来ません。それだけだけにネット販売は非常に生活にはかせないものです。医薬品の販売が出来なくされては直接買いに行けない方や時間のない方にとって非常に不自由になります。是非ネット販売の継続をお願いしたいです

私は障害者なので外に出る機会が少ないので、薬をネットで買えなくなるのは困る。

私は障害者で車の免許を持ってなく、コンビニや薬局まで歩いていくなんてことをできない私も含め、そういう方々のためにも早めに薬を飲みたくネットで買いたい。家に薬が届かなくなるというのは救急車のたらい回しと変わらないのではと思います。皆さんは健康で病気になったら考えるとおっしゃる方多いですが、病気になってからでは遅いのです。

私は障害者です。外出しないでかぜ薬などが購入できるのは、とても有難く、かつ、必要としています。

私は障害がありなかなか外出の機会が無く、悪くなってでは遅いのでネットを利用して身体の調整をしています。薬の内容によっては他人には頼みにくい物もありますので、何とか現状維持をお願いします。

私は視覚障害者です。画面を音声で読み上げてくれるソフトを使えばネット閲覧ができます。ですから、薬も自力で効能等比較しながら選ぶことができます。でも店頭販売のみになってしまったらそれができません。商品の表示が見えないからです。お店の人が薦めてくれるものを買うしかありません。また、対面で買うのが恥ずかしい薬でも、店頭販売ではいちいち聞いて探してもらうしかないのです。ネット販売の”方が”安全、便利、快適な人間もいることを分かってほしいです。

私は右半身が動かず、身体障害者3級ということで日々過ごしております。私みたいな人間にも厚生労働大臣らは「いちいち買いに行け」と、いうのでしょうか？

私ども夫婦はともに視覚障害者です。近所に薬局がなく、常備薬はすべてネット購入しています。また、薬局へ行けたとしても、薬の内容や用法をその場で把握し、記憶しておくのは厳しい状況です。その点、ネットでは、薬の情報を保存しておくことができ、非常に助かっています。ネット購入ができなくなると非常に困りますので、現行のままネット購入制度を存続して頂きたいと思います。

現在 76 歳男、体に障害あり、このような規制は弱者切捨てです。決して許されません。

コメント

仕事が忙しく終電での帰宅が日常で土日も働いている私にとって車椅子の両親の薬を入手する方法はインターネットしかありません。両親は二人とも介助がなければ自力で車椅子は運転できませんし障害者の二人に必要な薬は一般的な薬ではないので今後はあちらこちらの薬局を、仕事を休んで捜さねばならないと思うと憂鬱です。この、介護者の叫びを是非お届け下さい!!!

我々障害者は思う様に動けないので、

近所の薬局では揃わない物が、ネットで購入出来る事は、とても便利です。店頭で薬剤師に聞いても、キチンと答えられない現状から、自分で医学を学びました。ネットだと、細かく表示され、判らない所は何度でも質問が出来ます。また、親が高齢で、自分自身は障害者の為、車の運転が出来ません。遠くの薬局しか、入手出来ない漢方の薬が、ネットでは自宅で購入出来ます。全てを禁止にされてしまうと、生活が不便になってしまうので、どうか今まで通り、購入出来るようにして欲しいと思います。宜しくお願い致します。

わたしは障害者です。なかなか外出することもできず、必要な物はインターネットを通して購入したりしています。もちろん、人に頼んで買い物をしてもらう場合もありますが、やはり、他人には頼みにくい物もあります。もし、医薬品等がインターネットで購入できなくなった場合、大変困ってしまいます。健常者じゃない者もインターネットを利用していることをどうぞ忘れないでください。医薬品ネット販売の規制には、断固反対します!!

我が家は知的障害を伴う重度の自閉症児を持つ家庭ですが、その子供に係る時間の多さから、時間を気にせず都合の良い時間に希望する【薬】を受け取れるメリットを今現在ネットショッピングで享受しています。これが今後不可能となれば我が家では大問題です、妻が看護師で【薬】についての知識は十分で安全に使用している何の問題も無いものまで禁止してしまうのには抵抗があります、是非とも法改正を再考して頂くようお願い申し上げます。

化学物質過敏症です。外に出るのは大変なんです、そしてドラッグストアに買い物に行くのはもっと怖い。店舗内は、空気が悪く体調がみるみる悪くなります。どうか、ネット販売を続けてください。よろしくお願いします。

これから高齢化が進むのは事実であり、もしもの時のことを考えると、24時間で買えない場合どうするのか非常に難点な所があります。私も精神障害3級を持っていますが、突然の時応急処置に困ることがあります。是非とも常時薬の購入ができる様に持って行ってほしいです。

## コメント

ネットの薬は成分等詳しく、よく調べて比較してから買う事ができとても助かっています。正直言って近所の薬局で買うのより安心なくらいです。また、私は体が弱く障害のある娘が二人いるので殆ど外出できないので、ネットの薬屋さんがないと困ります。ネットは、後10年もすればネットを使いこなす高齢者も急増し、高齢者が自活するための大きな力になると思います。厚生労働省はただネットを禁止するのではなく、皆がネットを(薬に限らず全てにおいて)より快適・安全に使うための方法を追求して欲しいです。

「医薬品を対面販売できない」「医薬品を手渡しできない」という理由だけでは、医薬品をネットで購入できる多くのメリットを上回るリスクとは、考えられません。厚生労働省は、ネットでの医薬品販売を規制する前に、もっと検討すべき事項があるのではないですか？私は特に、精神障害者に対する福祉をもっと充実してほしいです。私の様に、外にもほとんど出られない精神障害者には、ネットで医薬品が買える事がどれほどありがたい事か、厚生労働省の方々には、自分の身になって考えてほしいです。

2級の障害者で内臓疾患と四肢の障害を抱えています。昼間は仕事があることはもとより、働きながら買い物をするのも年齢的なものもあるのか、体力的な限界を感じ始めております。私の場合今はなんとかまだ両親が健在なため、家族の支えでなんとか生きていますが、良い状態を保っているといわれる私ですら、あちらこちらに出向いて買い物をするというのはすでにそれなりに厳しい状態です。胃腸薬や風邪薬の類で離れた病院や薬局まで通うのは病を抱える人にとって大変な負担ではないかと想像されます。自立支援法や高齢者の保険負担など、自立を促すのであれば、それなりのサポートも、どうか切にお考えいただきたいと思えます。

わたし自身も身体に障害があつて気軽には外出できず、唯一の同居人である80過ぎの母も脳梗塞の後遺症があるため、ネットによる通信販売ほど便利なものはないと常日頃感じております。こうしたなかで、医薬品の通信販売はむしろ制限の緩和を要望いたします。問題があるとすれば、1回当たりの数量制限や、購入者の登録などで事足りるのではないのでしょうか。

#### コメント

私は 82 歳です。心臓ペースメーカー着用、C 型肝炎闘病など、さまざまな病気を抱えながら車椅子での移動という生活をしています。これらの病気でも今でも元気に生きていられるのは、病院治療のみでは不可能なのです。自分で選んだ各種治療薬が大きく役に立って生活していただける状態なのです。それらの薬の多くは、ネットでしか購入できません。薬の対面販売での購入は不可能だと思いますので、どうか今回の規制強化は中止してください。対面販売は、ある意味、店頭のみという意味にはならないとも思っています。ネットショップや通販でも、問い合わせをすればきちんと薬剤師さんの回答もいただけます。店頭での手渡し販売と、パソコンや電話での説明付きの販売とで、区別は無いように思いますが。かえって、薬剤師の資格を持っているというだけで、いい加減な人から説明を受けるより、懇切丁寧な文章(証拠に残ります)での回答の方が信頼性もあると思うのです。以上、よろしくお願いいたします。

**【聴覚障害者の方の声】**

## コメント

私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらっても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物が、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。

私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていけるようにして下さい。

私は、両耳補聴器利用している難聴者です。店頭のかすり屋で買う時、話が聞き取れなく困った思いを何度もしています。それで、ネットで買うことが出来て嬉しくて、それを規制ですか？反対です。何も問題ないじゃないですか？店で買うと、無理矢理、高価なものを買わされるので反対です。

## 【働く方の声】

コメント
共働きで仕事に朝早く出て、遅くに帰宅しているので、なかなか買いに行く暇がありません。
私達は共働き夫婦です。二人共、毎日仕事で帰りは遅いのでなかなかドラッグストアの営業時間にお店で薬を買うことができません。ネットで買えるのはとてもありがたいことです。ネットで医薬品が買えないことになると困ります。どうかお願いですから、そのような法改正を行わないでください。
夫婦は共働きで薬局が遠いから不便です。薬局より通売が希望指定時間も取れるし、夜中でも配達してくれます。
共働き・育児で買い物も大変です。ネットでは、自分の都合に合わせて購入できるし、お店では買いにくい商品も気楽に購入できよく利用しています。決してコンビニがネット通販の代わりになりません。コンビニで取り扱う商品はどうせ有名メーカー売れ筋商品ばかりで価格も定価販売に決まっています。ネット通販禁止に断固反対します。
共働きで子供も3人おり、夜に一人でネットとでショッピングできるというのは非常に私のようなものにはありがたいです。全てがよいことばかりだとは言いきりませんが、やはりたよりにしているものもおりますので、禁止は困ります。
共働きで小さい子供のいる家庭では、中々置き薬も頼めませんし是非ネット販売という選択肢を残しておいてもらいたいと思います。
共働きの為、ネットの薬局は大変重宝しています。このような規制をする前に、「合法でない薬物」の取り締まりなどを優先すべきではないでしょうか。お抱え運転手がついているお役人さんと違って、私達は自分の足で買い物をせねばなりません。「あなたとは違うんです。」この規制は、まったく理解できません。
夫婦共働きの私たちにとってネット通販は必須のサービス。健保組合からの斡旋販売だって利用しますけど、対面しないし、手渡しもされませんよ。どうしてネット販売だけ迫害されるの？
我が家は共働き&高齢者(軽度の要介護者あり)との同居という事情からネットでの購入をよく利用しています。ネットでは実店舗では見つけきれないものが買えたりや効能なども詳しく知ることができるというメリットがあります。世の中いろいろと便利になってきているようで、実際はなぜかこの頃は不便を強いられることが多くなってきたように思えます。

薬局で本当に自分に合う薬を探したくても素人が店に来店して考える時間なんてたかが知れています。そして、勧められるままに「じゃあ、それを」となるのが日常の薬局の様子なのです。それがネットだと、確かに実店舗の薬局の薬剤師さんのお話も参考にはしますが、更に時間をかけても自分が試してみたい別の薬の成分もじっくり検討して選ぶことが出来るんです。それは個性それぞれの「人間」として大切なチョイスだと思います。また、知人に薬剤師さんがいますが、やはりその職業の方も人なのです。どうしても、その方の好みやクセでいつも同じお薬を誰にも勧めるというのは確実にあるように思います。なので私は時間をかけても自分や家族の身体に必要な成分の薬を自分で選んでネットで買いたいです。それに、子どもが数人居たり、共働き家庭ですと本当に外を私用で歩き回れる時間などほんとうに取れないものなんです。ネットで薬が買えなくなるのは現代人の生活に支障をきたすことになると思います。今のまま買えることを願います。

ネットで購入できないと、困ります。共働きで、子供も保育園通い中で、帰宅時間帯などに、希望の薬を購入することが非常に困難です。また、希望の薬が近所の薬局で販売されていない場合もあり、ネット購入が頼みの綱です。

働く主婦にとってネットで薬を買えなくなるとはとても困ります。

仕事で帰りが遅くなって、なかなか薬局へ行けないこともあり、ネットで薬を買えるのは本当にありがたいのです。規制をかけて、薬局を守るよりも、薬局にネットショップを経営する知恵を与えるなどの施策を講じるべきではないでしょうか。それが本当の経済の活性化につながると思います。

朝早く夜遅い仕事をしているので、薬局・薬店が開いていなく、行く時間がありません。インターネット販売がなくなったら本当に困ります。切実に現状の販売内容を希望します。

## 【育児中の方の声】

コメント
今日のニュースでみてびっくりしました。我が家は 子供が3人。下の子は2さいで、買い物へいく、見つける、帰るという動作が大変です。今まで、ネットで購入していましたので、買えなくなると、とても困るのです。家では 一大事！なんとかおもいとどまってほしいです。
子供がいる家庭では買い物になかなか出られないときがあります。そういったとき薬が買えないのは大変不便です。
育児中で買い物時間が限られている中、こういった必需品が購入できないと不便になります。こういう育児に対する障害が少しずつ積み重なることで、二人目は無理だな等の少子化への傾向を後押しすることになると思います。
仕事をしていた、子供も小さいのでネットでの買い物がとても便利です。薬もネットが購入する事もあり、購入できなくなるのはたいへん困ります。
小さい子どもがいる家庭などは、直接薬局まで足を運んでゆっくり薬を選ぶ時間ありません。ネットで医薬品を購入できるメリットは多いです。もっと個々の生活状況について考えて欲しいと願います。
子供がいて自由に外に買い物に出られない時期、また、雪が降って出られないときネットショッピングで玄関先まで必要なものを届けてもらいとても助けられました。人には言うのが恥ずかしいものなど、特に薬ではあると思います。ネット販売中止は絶対に反対です！！また、販売禁止にされる商品は店頭でも買ったことがあります、薬剤師に質問したり、また、勧められたり、注意を促されたりされたことはありません。お店に出向かなくてはいけない分手間があるように思われます。質問ならメールでのやりとりで十分ですし、電話もできるわけですから、店頭販売となりが違うのでしょうか？理解に苦しむばかりです。
自営業で長時間労働のうえ、子供が3人いて、超多忙です。常備薬がネットで買えないと、非常に不便です。よろしく願います。
乳幼児二人の子供を持つママです。子供二人を連れて買い物に行くのは本当に大変です。買い物はできるかぎりネットですませ

ています。どうして薬だけなのでしょう？簡単に禁止するのはおかしいと思います。政治家の人は自分がネット利用なんてしないから簡単に禁止するんでしょ？もっと当事者の目線で考えて欲しいですね

現在ネットで薬を買えることは大変ありがたいです。小さい子供がいて、薬局に行ってゆっくり薬剤師さんに相談したり、じっくり裏書を読んだり、価格を比較したりすることが困難です。ネットの薬屋さんでは、丁寧な説明書きと、価格の表示、さらに使用した人の感想まで見ることができます。24時間好きなときにじっくり考えて購入できる利点は素晴らしいです。このシステムがなくなると本当に困ります。もちろん大量に服用すると危険であったりするお薬は面談して購入する必要があると思いますが、一般的で副作用に危険が少ないお薬は規制しないで欲しいです。また、近所の薬局では取り寄せなくてはいけない薬もネットではすぐに購入できます。一度薬局に行って、この薬はありますか？と聞き、お取り寄せですね、と言われて、また出直しになるのは街まで車で30分もかかる地域に住んでいる私には大変苦痛ですし、ガソリン代もかかって、エコでもありません。本当にこの規制をあらゆる方面から検討しなおしていただきたいです。

## 【実店舗での対面購入に抵抗のある方の声】

コメント
以前、店頭で買うのが恥ずかしいような商品をネットで注文したことがあって、その時ほどネット販売の有り難味を感じた事はありませんでした……。ネットで医薬品を買えなくなるのは困ります。
妊娠検査薬や排卵検査薬は薬局で買うのがはずかしいと妻が言っていて、インターネットを利用して購入しています。販売されている薬は正しく使用すれば、人に害をまるで与えないものなので、ネット販売を規制するのはおかしいと思います。
やはり、水虫薬は買うのがちょっと恥ずかしいものです。通販で購入できないのは精神的苦痛をとまいます。購入できる医薬品の見直しをお願いします。
薄毛の薬を使っています。薬事法施行規則改正により、ネットでの購入が出来なくなるかも。と、聞きショックです。ただでさえ、薄毛の薬は対面購入では恥ずかしく買い難いと思うし、それを定期的に、ましてや田舎でお店に足を伸ばすのは、もっと恥ずかしい。プライバシーの侵害にも感じます。定期的にも使えなくなってしまいそう…。
人前で買うのが恥ずかしい薬があります>。妊娠検査薬やその他お尻に関する商品など。。私は女ですが、薬局などのレジの店員さんが男の人だったら余計に恥ずかしくて買えません。。その結果、買えないまま月日が経ち、状態が悪化や発見の遅れが出たらどうなるのでしょうか？また、外に出れない人もいます。お願いですから…存続を希望します。。
私は酷い便秘症で下剤がかかせません。近所の薬局は男性の薬剤師が多く、いつも下剤ばかり買うのは女性としてはかなり恥ずかしいものです。人には諸事情により対面販売を避けて購入したい薬品も多々あることを理解してほしいです。
薬局では店員さんなどの後ろにあって自分では取れないが、薬の名前を店頭で言うのもちょっと恥ずかしいというようなモノはインターネットで買っています。普通に取れる場所にあってもモノによってはその場に立ち止まりよくよく内容を読んだりということも恥ずかしいかなと思うこともあります。でもやっぱり効能・使用方法などはきちんと読んで納得してから買いたいものです。また仕事が終わる時間には薬局も閉まる……。ということもよくあるのでインターネットで買えなくなると色々困ります。

## 【その他の方の声】

コメント
医薬品全般の規制ではなく、医薬品の種類によって規制するべきであると思います。これでは郵政民営化と同じで本当のサービスを受けられなくなる方もいらっしゃることも厚労省は知るべきです。本当の国民への痛みの押し付けではなくサービスをお願いしたいです！！
「コンビニでは販売できて、ネットではいけない」という理由のひとつに「対面販売ではないから」というのがありますが、そもそも、これって対面する相手が薬剤師さんだからこそ意味を成すものだったんじゃないですか？コンビニの店員さんて普通「薬剤師免許」なんて持ってませんよね？その方達から買える(販売出来る)のなら、特に対面販売ではなくてはいけない理由がありません。よって、ネットでの非対面販売になんの不都合も生じないと思いますか・・・？いかがなものでしょうか？
大半の買い物はネットでしています。薬もそうです。買えなくなるのは困ります。
コンビニのアルバイト店員から買うよりネットの方がよっぽど用法も詳しく書いてあり、ショップスタッフの人にメールをすれば返事もくれるので絶対ネット方が利便性も含め良い点が多いと思います。
現在、私の住む郊外の薬屋さんはスーパーマーケット的に食品も扱っており薬も食品も同じかごに入れて集中レジで清算というところが多いんです。大根やウィンナーと一緒に薬を購入したくない！近所の方がパートでレジ打ちをしている所で薬を買いたくない！！大きなお店の中で相談できる人を探し出す事もできない・・・それが現状です。ネットのほうが説明も丁寧ですし個別にメールで質問もできます。ネット販売の存続をお願いします。
社会的な混乱をきたすと思います。そもそも、対面して薬を買ったとしても、安全は保障されないはず。それよりも、好きな時間に、配達が可能。薬を自由に検討し、購入する権利を保障すべき。この時代に、どんどん不便になるなんておかしすぎる。
ネット販売であってもホームページ上で詳しく商品説明(副作用も含む)を載せ、メールでも購入相談を受け付けるようにしていれば特に問題は無いと思います。実際、対面販売より細かく商品比較が出来ます。欲しい商品を扱っている実店舗が近所に無いので禁止されてしまうと非常に不便です。
長年愛用してい塗り薬を売っていたお店が閉店した後ネットで購入しています。出来なくなると困ります。また、足の悪い祖母に頼

まれても、簡単に送る事も出来なくなってしまいます。問題はあると思いますが、注意等を強調して販売は続けていただきたいです。

薬剤師の卵ですがこれはないと思いますこの日本にドラッグストアのない所なんてザラです。長い時間かけてお店に行ったとしても¥¥n 自分に合う欲しい薬がそこにあるとは限りません。無い薬の注文が出来たとしてもまず喜ばれません。嫌がられます、いつ届くのかも何週間かかるのかも不確かです。ネットで頼む方が何倍も確実で早いのです。そして皆が良い薬剤師さんばかりではありません。自分もこの間便秘薬を買おうとして無遠慮な薬剤師さんの視線に辟易しました。せめて一度店頭で買ったならその時顔を確かめた事になるので、以降その人はIDなどで認証するだけでネットショッピングを¥¥n 利用できる事になれば良いと思いました。

私は薬剤師ですがネットで薬が買えなくなるというのは理解に苦しみます。ネット販売禁止の理由についても条件付きで販売可能な理由ばかりで、何らかの政治的圧力が働いているのではと勘ぐらざるを得ません。

薬剤師のいないコンビニでは買えて、薬剤師のいるネット店舗で買えないのは確かにおかしいです。

実家が古くからの個人薬局です。ネットや量販店などで安く買えるとやはり個人薬局はつらいです。でも、自分が働きながら中々薬局がやっている時間には買えない、薬剤師さんに聞けない等の時、ネットというのはとても便利です。できれば、そんな共働き夫婦には残して欲しい存在ですね

薬剤師からの要請が強いと聞いています。現状問題なくネット販売が行われているのを出来なくするのは、薬剤師を守る為としか思えません。厚生労働省は何を守ろうとしているのでしょうか？守りべき人に不便を強いる省令案の修正をして下さい。

## 一般用医薬品の規制に関する店舗運営者の声

○楽天出店店舗(医薬品の取り扱い有)店舗運営者からのアンケート回答(誤字等はそのまま)。

### 【販売者の声】

コメント
この規制は、どう見ても個人店潰しですよ。うちの店は、今回の規制がかかったら確実に廃業です！つまり失業者になる訳です。
小規模店が生き残る道は極めて困難ですので、行政は大きな権力、潤沢な財力のあるものの意見のみに耳を傾けるのではなく、力の弱い商業者、消費者の意見に真剣に耳を傾けて欲しいです。
大手のドラッグストアの進出で廃業される薬局、薬店が多いわけですが、私の店は活路をネットに求め廃業せずにやっています
我々日々健康増進を真剣に考えている薬局の苦肉の策で始めたネット販売が不可とは到底納得がいきません。
チェーンドラッグや 置き薬メーカーの言うことばかり聞かず 全国で苦しんでいる中小薬局のことも考えていただきたい。
今回規制緩和という名のもとに、にわか仕込みの登録販売者なるものを置くことでコンビニ等での医薬品販売を認めながら、一方では薬剤師におけるネット販売を認めないのはおかしいと思います。
伝統薬がこういった理由で次々と無くなってしまふこと自体日本文化の衰退とも考えます
現在、配置薬(置き薬)は、現実には訪問販売員が行かずに郵送で補充が行われています。(これは置き薬協会の弱みなんです。)また、地方の薬局は電話注文で送ることが非常に多いです。(これは薬剤師会の弱みなんです。)このような普段行われていることが、できなくなる
一方の団体だけの意見だけを聞いて全体「ネット業界、ネット利用者、国民全体」の意見を聞かないのは、平等ではないと思います。一番、損害を受ける人たちの意見を聞くべきだと思います。
昨年10月16日に締め切ったパブリックコメントの集計によると、賛成する意見は50件、反対意見は2303件、その他意見が23件で97%が規制反対意見ということが判明しています。今回の省令は国民の意見を無視した省令であり、行政手続法に違反するものです。即刻、省令を撤回または改正することを求めます。
ネットで自殺目的で大量購入したという1件を騒いでいるが、店頭で購入して自殺未遂を起こした事例は1件ではすまないはずで厚労省はなぜ件数を発表しない？
海外からの個人のネット購入の方を厳しく取り締まる事が先決ではないか。
医療福祉費の増大に歯止めをかけるためにもネットでの医薬品販売規制強化は止めるべき
昨今ネット販売の安全性が問われていますが、それは実店舗でも同じであって私達がお客様に対して説明を充分にしておいても誤った服用をされたら副作用的なことはあります。ですからネット販売だから安全性がない実店舗だから安全だというのはおかしい話だと思います。

お客様がどこの誰だか分からない場合も多い店頭販売よりも、個人情報を把握しているネット販売のほうがアフターフォローは確実だと感じている。
「この国で買えないならよその国で！」と購入者が安い輸入品に流れたらそれこそ危険だと思うのですが。
ネットで注文すると履歴が残り何時に何処で何を買ったかなどの管理ができるので困ったときには以前買ったお店に相談できる。
お客様の多くは1度は店頭で購入したことがあるものと同じ商品を時間の都合で買い物に出かけられないなどの理由でネットで購入してるようです。
大量購入、大量服用を問題にされておりますが、実店舗でも複数店を買いまわれれば同じ事では？ 配置薬の大量配置ははたして安全なのか？
薬を悪用する人は、ネットであろうがドラッグストアであろうがどんな方法を使ってでも入手して悪用します。なぜコンビニやドラッグストアが安全で、国家資格を持った我々薬剤師が行う通信販売のみが否定されるのか全く理解できません。
医薬品を適正に使用していただく為に、対面販売というのは有効ですが、インターネット等の通信販売も店舗側の努力で対面販売と同等のお客様とのやり取りは可能だと思います。
医療では、遠隔医療や電子カルテ、ネットレセプトの義務化など、ネットなくしては業務ができないようにしているのになぜ、販売だけ規制するのか理解に苦しむ。
セルフメディケーションを推進しながら、遠方の方や体が不自由な方からその方法を奪うのは何故でしょうか？
「セルフメデケーション」というが、資格者や行政の判断で、選択するのではなく、あくまでも、国民が、自らの判断で選択することでないのかと思う
厚生労働省が推進してこられたセルフメデケーションの主役は消費者(生活者)で或る事を加味しましてもこのような省令が發布されますと、矛盾が生じお客様の健康に弊害が発生することが考えられます。
最近になって、ご高齢者及び体の不自由な方がネット販売をご利用いただき、たいへん感謝されているのを感じておりますので、そのような方々にとって、せつかくの良い環境を壊してしまうのはどうかと思います。
「近所の薬局が無くなって困ってた」「買い物のたびに子供に車を出してもらうのが気が引ける」という声が驚くほど多く時代を感じる。こちらの想像以上に、社会的に必要とされお役に立てるという実感が非常に強い。
実店舗でもお年寄りが乳母車を押してやっとの思いでご来店される姿を見るにつけ、日本中の薬局で同じような光景があるのかと思うと、通販による医薬品の販売は今後より一層必要とされるであろうと感じる。
もっと喜ばれるのは高齢者からです。多くの高齢者が身体を考えて漢方薬を好まれます。
比較的街の中で生活されている方は薬を購入されやすいですが、田舎の方に行くに従って薬屋さん・ドラッグストアも近くに無く購入するのが容易くないです。(田舎に行くにつれて高齢者の方が多いのも現実ですし、また一番薬を必要としているのも高齢者の方々だと思います。

薬局・薬店が10 km圏内に不在の地域

⇒地図中の塗りつぶしの部分



平成19年度 第51表	衛生行政報告例 薬局数・無薬局町村数, 都道府県別	平成19年度末現在		
	薬局数			無薬局町村
	総数	開設者が自ら管理している薬局	開設者が自ら管理していない薬局	
全国	52539	8634	43905	186
北海道	2230	204	2026	37
青森	552	57	495	10
岩手	582	71	511	-
宮城	1098	89	1009	2
秋田	511	61	450	2
山形	494	53	441	3
福島	855	141	714	13
茨城	1112	199	913	1
栃木	758	106	652	1
群馬	711	142	569	7
埼玉	2326	265	2061	1
千葉	2187	250	1937	-
東京	5858	655	5203	5
神奈川	3310	369	2941	1
新潟	1051	84	967	4
富山	352	95	257	1
石川	388	102	286	-
福井	234	70	164	2
山梨	397	107	290	3
長野	848	85	763	18
岐阜	945	228	717	3
静岡	1613	370	1243	-
愛知	2862	1093	1769	1
三重	711	149	562	2
滋賀	470	83	387	3
京都	879	275	604	4
大阪	3437	657	2780	1
兵庫	2363	322	2041	-
奈良	492	142	350	11
和歌山	447	184	263	3
鳥取	266	40	226	1
島根	265	25	240	4
岡山	761	119	642	3
広島	1588	331	1257	-
山口	781	113	668	1
徳島	391	99	292	3
香川	477	69	408	-
愛媛	526	95	431	-
高知	390	104	286	6
福岡	2636	304	2332	2
佐賀	528	60	468	-
長崎	690	101	589	-
熊本	739	36	703	8
大分	528	63	465	1
宮崎	540	75	465	2
鹿児島	809	71	738	6
沖縄	551	221	330	10

# 一般用医薬品のインターネット販売における安全策について (業界ルール案)

## 説明資料

NPO法人日本オンラインドラッグ協会  
楽天株式会社

平成21年2月24日

1

### 序 医薬品のネット販売の安全・安心を担保するために必要なこと

一般用医薬品のインターネット販売の安全・安心を担保するためには、インターネット販売に携わる薬店・薬局が取り組むべき対策を明確にする必要がある。しかしながら、現時点においては、一般用医薬品のインターネット販売の状況は十分に把握されているとはいえ、今後、より多くの事業者・関係者による検討が必要となると考えている。

そこで今回、業界全体が守るべきルールの検討のための素案として本案を提出するものである。本案改正薬事法で要求されている事項以外の事項については、今後、科学的視点から医薬品の安全性情報提供のあり方を評価しつつ、店舗販売における対応状況をふまえ、店舗販売・通信販売を問わず、販売経路全体の最善の販売体制を確立するという観点から具体的に対応内容を確定していくこととする。

#### ■ 業界全体として取り組むべきこと

- ・ ネット販売の届出
- ・ 医薬品の陳列における安全策
- ・ 販売における安全策
- ・ 販売後の安全策
- ・ 安全策の実効性を担保する対策



明確化された業務手順  
事業者による自主ガイドライン

## 業界ルール素案策定の基本方針

業界ルールの素案を策定するにあたり、以下の3つを基本方針とした。

### 健康維持における 一般用医薬品の位置づけ

#### 【一般用医薬品の役割とは】

本来、健康は医薬品に頼らず維持していくもので、一般用医薬品といえども、安易な使用は行うべきではないことを念頭に、適正な販売を行うことを念頭においた。

#### 【一般用医薬品の意義】

一般用医薬品、いわゆる市販薬であるがゆえに、購入者と使用者が必ずしも一致し得ないことを前提とした制度設計を目指した。

### 薬局・店舗・専門家の 果たすべき役割

#### 【健康被害の未然防止】

購入者、使用者の安全・安心を最優先し、禁忌事項に該当する等健康被害が生じるリスクが高いと考えられる場合は当該医薬品は販売しないような措置を講じた。

#### 【ネットの優位性の積極活用】

専門家の能力に依存する人的対策のみならず、機械的な仕組みによる安全策も組み合わせ、安心感を高めることを目指した。

#### 【トレーサビリティ】

各店舗が業務手順を定め公開するとともに、販売概況を公開することで、不測の事態が生じた際にもその責任の所在や過失の有無の検証が可能となることを念頭においた。

### 薬局・店舗・専門家の 社会的な責任

#### 【教育啓発的効果】

購入プロセス全体を通じて、消費者が医薬品の本質そのものに対する理解を深められるように配慮した。

#### 【積極開示による健全性の確保】

販売状況を積極開示することにより、業界全体の健全性を確保し、安心感を高めることを意識した。

#### 【抑止力】

自主ルールゆえに法的強制力はないものの、諸情報を積極的に公開することで透明性を高め、事業者に対する抑止力となることを期待した。

#### 【継続性、持続可能性】

一過性の取り組みではなく、中長期にわたり遂行可能なものであるとともに、継続的改善を図れるものとした。

## 懸念事項一覧

前出の3つに対応した、想定懸念事項は以下のとおり

### 【健康維持における一般用医薬品の位置づけ】

- 『使用者の情報や状態をどうやって把握するのか？』

### 【薬局・店舗・専門家の果たすべき役割】

- 『違法販売サイト、個人輸入サイトとの区別をどうするのか？』
- 『どんな内容が掲示されていれば信頼できるのか？』
- 『専門家の実在性をどのように確認するのか？』
- 『各医薬品の注意事項等をどのように説明するのか？』
- 『購入者の質問等に対しては誰がどのように対応するのか？』
- 『注文に対する販売可否の判断は誰が行うのか？』
- 『禁忌事項に該当する者が医薬品を購入しようとしたらどうするのか？』
- 『過剰購入、大量購入への対処策は？』
- 『同一店舗における、頻回購入への対策はどうするのか？』
- 『使用時(後)に異常を感じたら？』

### 【薬局・店舗・専門家の社会的な責任】

- 『医薬品とその他商品を混同、誤用することはないのか？』
- 『不適切販売を行う店への対策は？』
- 『健康被害の未然防止のためにどうしたらよいか？』

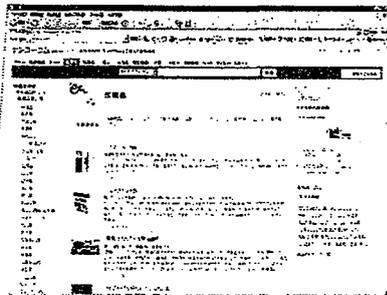
## 届出制の導入と掲示

### ●『違法販売サイト、個人輸入サイトと区別をどうするのか?』

薬局・店舗のサイト上で、都道府県等への届出済であることを確認できるようにします。

- 対応する専門家の情報も掲示します。
- 公のサイト上でも届出済みであることを掲示し、実在性をもあわせて確認できるようにします。

#### 例1) 下記の情報の記載を義務づける。



薬局または店舗販売業の許可に関する情報

- ・当該薬局または店舗の名称・所在地
- ・当該薬局または店舗の許可番号・許可年月日
- ・当該薬局または店舗の郵便等販売の方法

届出済である旨の掲示(\*)

・届出番号等、消費者が届出の事実を確認できる情報を掲示

専門家に関する情報

・専門家の実在性を担保するための情報  
例) 氏名・顔写真、資格情報等

・厚生省の資格検索システムとのリンク

<http://yakuzaishi.mhlw.go.jp/search/top.jsp>

(\*) 届出済みである旨の掲示イメージ  
(受領印のある届出書のpdfなどの掲載)

届出番号: 福岡県(1)2345678

受領印

2009/1/29

福岡県薬務課



5

## 薬事法に基づく表記

### ●『どんな内容が掲示されていれば信頼できるのか?』

薬局・店舗において掲示しなければならない事項は、サイトにもわかりやすく掲示します。

1. 薬局・店舗の管理及運営に関する事項
2. 一般用医薬品の販売制度に関する事項

#### 「薬事法に基づく表記」

##### 1 薬局・店舗の管理及び運営に関する事項

- ① 許可の区分 医薬品一般販売業
- ② 店舗等開設許可証の記載事項
  - ・店舗等開設者 ケンコーコム株式会社
  - ・店舗等の名称 ドラッグケンコーコム
  - ・所在地 福岡県飯塚市XXXXXX
  - ・許可番号 第 XXX XXXX 号 業(一般販売業)
  - 許可年月日 平成 16 年 5 月 3 日
  - ・郵便等販売の方法 インターネットによる販売
- ③ 店舗等の管理者の氏名
  - ・管理薬剤師 XXX XXX
- ④ 店舗等に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、氏名
  - ・薬剤師 XXX XXX
- ⑤ 取り扱う医薬品の区分
  - ・第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品
- ⑥ 当該店舗等に勤務する者の着衣、名札等による区別
  - ・薬剤師 白衣を着用し、名札に薬剤師と表示
  - ・登録販売者 白衣を着用し、名札に登録販売者と表示
- ⑦ 営業時間及び営業時間外に相談に対応することができる時間
  - ・営業時間 平日 9:00-17:00
  - ・営業時間外に相談に対応することができる時間 平日 17:00-18:00
- ⑧ 緊急時や相談時の連絡先
  - ・緊急時: 090-XXXX-XXXX (薬剤師 XXXX)

##### 2 一般用医薬品の販売制度に関する事項

- ① 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及び解説
  - ・第一類医薬品とは
  - ・第二類医薬品とは
  - ・第三類医薬品とは
- ② 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示
- ③ 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報提供
- ④ 指定第二類医薬品に関する陳列等についての解説
- ⑤ 医薬品の陳列に関する解説
- ⑥ 相談時の対応方法に関する解説
- ⑦ 健康被害救済制度に関する解説
- ⑧ 苦情相談窓口に関する情報

24

6

# 届出制の導入と掲示

## ●『専門家は実在性をどのように確認するのか?』

- 薬局・店舗のサイト上で、都道府県等への届出済であることを確認できるようにします。
- 対応する専門家の情報も掲示します。
- 公のサイト上でも届出済みであることを掲示し、実在性をもあわせて確認できるようにします。

例1) 下記の情報の記載を義務づける。

薬局または店舗販売業の許可に関する情報

- ・ 当該薬局または店舗の名称・所在地
- ・ 当該薬局または店舗の許可番号・許可年月日
- ・ 当該薬局または店舗の郵便等販売の方法

届出済である旨の掲示

- ・ 届出番号等、消費者が届出の事実を確認できる情報を掲示

専門家に関する情報

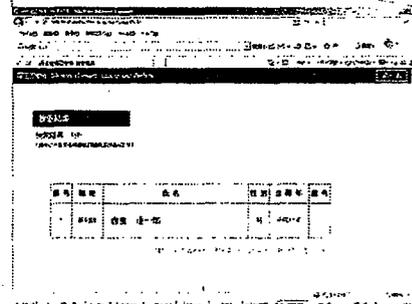
- ・ 専門家の実在性を担保するための情報  
例) 氏名・顔写真、資格情報等
- ・ 厚労省の資格検索システムとのリンク

<http://yakuzaishi.mhlw.go.jp/search/top.jsp>

(イメージ画面)

情報提供・相談を担当する薬剤師

倉重達一郎  
薬剤師登録番号XXXXXXXXXX  
XX大学薬学部卒、日本薬剤師研修センター認定薬剤師。



<http://yakuzaishi.mhlw.go.jp/search/top.do>



# 医薬品の情報提供(1)

## ●『各医薬品の注意事項等をどのように説明するのか?』

- 各医薬品の外包もしくは添付文書にもとづいて、名称、成分および分量、用法および用量、効能または効果、使用上の注意等を明示します。
- 掲載内容については各店舗の専門家が確認し、必要に応じて諸注意を追記します。
- その他、医薬品全般に関する汎用的な注意事項を掲示するなど啓蒙に努めます。

例) 下記のような情報の記載を義務づける。



使用上の注意

- 服用法について  
① 服用法は必ずしも「服用」ではなく、「服用」である場合があります。② 服用法は必ずしも「服用」ではなく、「服用」である場合があります。③ 服用法は必ずしも「服用」ではなく、「服用」である場合があります。
- 副作用について  
① 副作用は必ずしも「副作用」ではなく、「副作用」である場合があります。② 副作用は必ずしも「副作用」ではなく、「副作用」である場合があります。③ 副作用は必ずしも「副作用」ではなく、「副作用」である場合があります。

(イメージ画面)

## 使用者情報の把握

### ●『使用者の情報や状態をどうやって把握するのか？』

- 使用者の状態を適切に把握します。問診の前に、購入者が使用者であるかを確認します。購入者と使用者が違う場合は、使用者の立場にたって答える旨、明示的に促します。
- 使用者の年齢、性別の申告を義務付けます。
- 使用者の状態について、禁忌事項に該当するか否かチェックボックス等で項目別に申告を義務付けます。
- 禁忌事項への該当があれば、医薬品の注文自体を受け付けません。
- 使用上の注意を明示し、読んで理解した旨の申告を義務付けます。
- その他、気がかりな点を気軽に相談できるよう、様々な申告手段を設けます。(後述)
- 使用者の状況に即して、適切な情報を提供するための資料とします。



あなたはこの医薬品の使用者ですか？  
 使用者である       使用者ではない  
 (使用者でない場合に表示) 使用者でない場合は、使用者の立場にたってお答えください。

以下のあてはまる事項にチェックしてください。

- 使用者は、前立腺肥大による排尿困難の症状がある
- 使用者は、高血圧、心臓病、甲状腺機能障害、糖尿病の診断を受けている
- 使用者は、他の鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬(かぜ薬、鎮咳去たん薬、乗り物酔い薬、アレルギー用薬)、塩酸フェニルプロパノールアミンを含有する内服薬(かぜ薬、鎮咳去たん薬)を飲んでいる。
- 使用者は、乗り物又は機械類の運転操作を行う。
- 使用者は、長期運用する予定がある。

既往歴の確認

既往症の確認

服用歴の確認

服用経験・  
期間の確認



例)ある鼻炎薬でのイメージ画面

禁忌事項等への該当があれば、当該商品の販売をしない。

9

## 販売の際の相談応需

### ●『購入者の質問等に対しては誰がどのように対応するのか？』

- 購入者の質問に対しては、専門家本人が回答します。
- 電子メール、電話、FAX等、状況に応じて適切な手段にて、双方向のやりとりを実現します。
- 質問があった場合は販売前に回答します。
- 市販薬を用いた処置が不適切と考えられる場合は、受診勧奨を行います。
- 回答にあたる専門家は氏名を明らかにし、その実在性を確認できるようにします。

◆ ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。お問い合わせいただく際は、お薬の『商品名』を必ずご記入ください)

この商品について、薬剤師に問い合わせフォームから相談する

この商品について、薬剤師に電話で相談する  
 受付時間: 平日10:00~17:00  
 フリーダイヤル: 0120-XXXX-XX  
 (携帯電話からは XXXX-XX-XXXX)

この商品について、薬剤師にTV電話(FOMA)で相談する  
 受付時間: 平日10:00~17:00  
 電話番号: 080-XXXX-XXXX  
 TV電話機能がついている、NTTドコモのFOMA端末のみご利用できます。  
 通話料は、お客様のご負担となります。ご了承ください。

このほか、購入手続きに関するお問い合わせ:  
 info@XXXX.com

例) 利用者に適した連絡手段を選択できるようにする。



いずれの場合も専門家本人が相談対応する。

26

10

# 販売の際の相談応需

## (相談応需の例)

使用者



頭痛薬の飲み方について  
頭痛薬を購入したいのですが、使用上の注意に「食後に服用」と書かれていますが、このところ食欲がないので、食事をしないときもよくありますか。食事をしなかったときはどうしたら良いですか？  
大阪府 \*\*\*  
06-\*\*\*\*-\*\*\*\*

Re:Re:頭痛薬の飲み方について

2009/01/31/09:00 xxx@xxx.ne.jp  
昨日はメールありがとうございました。大阪の\*\*\*です。分かりました、少しでも食べてから飲むようにします。  
頭痛薬を飲むときは胃薬などを一緒に飲む方がよいのでしょうか？頭痛が1週間くらい続いているので胃が悪くならないか心配です。  
大阪府 \*\*\*  
06-\*\*\*\*-\*\*\*\*

専門家



Re: 頭痛薬の飲み方について  
2009/01/30/17:00 xxx@xxx.ne.jp  
食後は一般的に食事をしてから30分以内をさします。ご希望の頭痛薬の成分は胃の粘膜を刺激したり、胃酸の分泌を促進する作用により攻撃因子が増加して結果として胃粘膜を障害してしまうこともあります。できる限り空腹の状態を避け少量でも口にいできるものを食べてから服用してください。  
また、服用されてから何かご質問などが発生しましたらお電話でもご相談を受け付けます。  
TELのお問い合わせ  
○△薬店/医薬品相談窓口 0120-7109-\*\*  
携帯電話からは 0948-21-\*\*\*\* \*  
あなた様のご健康をお祈りいたします。  
○△薬店/薬剤師:倉重 達一郎

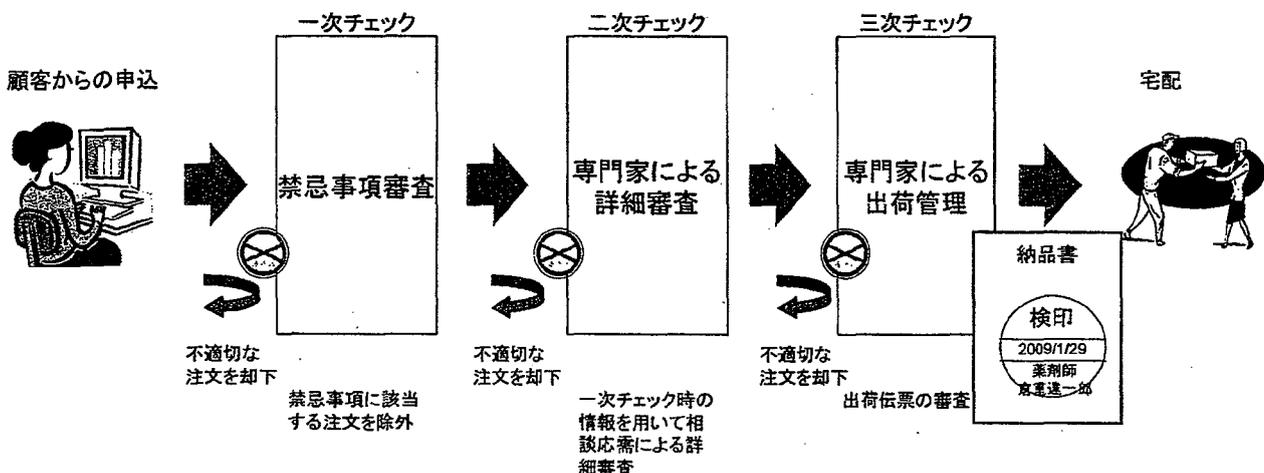
Re:Re:Re:頭痛薬の飲み方について  
2009/01/31/13:00 xxx@xxx.ne.jp  
通常は、必ず胃薬と一緒に飲む必要はありません。食後に多めのお水で服用してください。ただし、頭痛が長く続いているようでしたら、ぜひ医療機関へおかけください。頭痛が長く続く場合、重大な疾患につながる場合もあります。市販のお薬で治らない場合は、病院を受診ください。  
ご不明な点があれば下記へご連絡ください。  
TELのお問い合わせ  
○△薬店/医薬品相談窓口 0120-7109-\*\*  
携帯電話からは 0948-21-\*\*\*\* \*  
あなた様のご健康をお祈りいたします。  
○△薬店/薬剤師:倉重 達一郎

## 販売可否の判断 —基本的な考え方—

### ●『注文に対する販売可否の判断は誰が行う？』

- 申込は、禁忌事項に該当する場合は注文を除外、特に注意を要する注文は専門家が詳細審査します。
- 最終的には、専門家が販売可否を判断します。
- その他、同一顧客からの大量注文、同種の製品の複数注文等がないか確認します。
- 最終的に販売可とした専門家は、捺印するなど、専門家の氏名を明示します。

### 例) ネット販売のプロセスにおいて販売可否を判断するポイント



販売可否の判断 —販売を控える場合—

●『禁忌事項に該当する者が医薬品を購入しようとしたら?』

① 該当事項のチェック

- 申告された購入者・使用者の適格性を判断し、当該製品の使用が不適切であると判断される場合、販売をしません。(前述)
- 申告内容に禁忌事項への該当があれば、販売をしません。(前述)

② 禁忌事項や注意書きを理解しないままの申告を防ぐため、理解した旨の申告を義務付けます。

③ 注文内容、申告情報、購入履歴等に気がかりな点がないか、各注文の内容を個別に専門家が確認し、疑義があれば販売を保留、専門家から購入者へ連絡し仔細を確認します。

(×購入者が意図的に虚偽の申告をした場合には、販売を回避できないことがあります。)

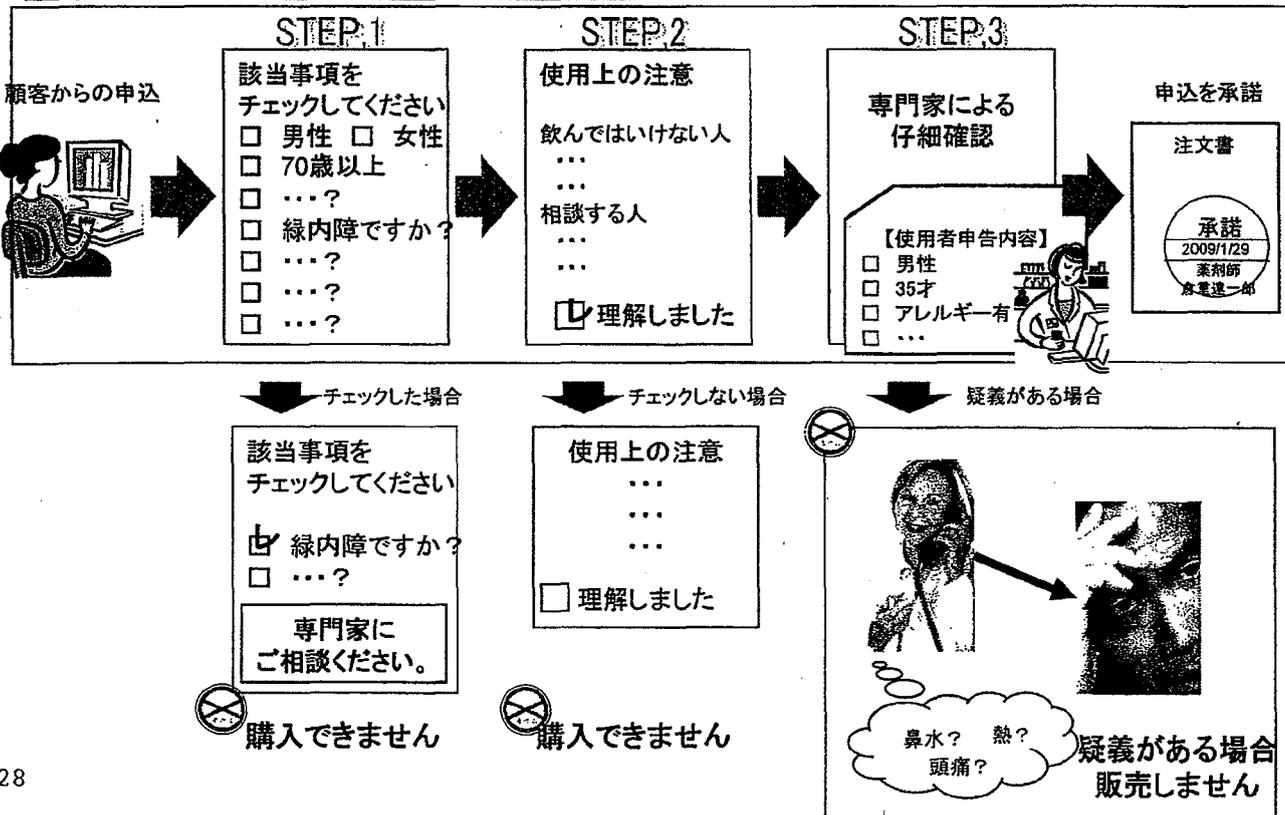
例) 禁忌事項に該当する者の購入を防ぐためのポイント

次ページ参照

販売可否の判断 —販売を控える場合—

●『禁忌事項に該当する者が医薬品を購入しようとしたら?』

例) 禁忌事項に該当する者の購入を防ぐための3段階のステップ

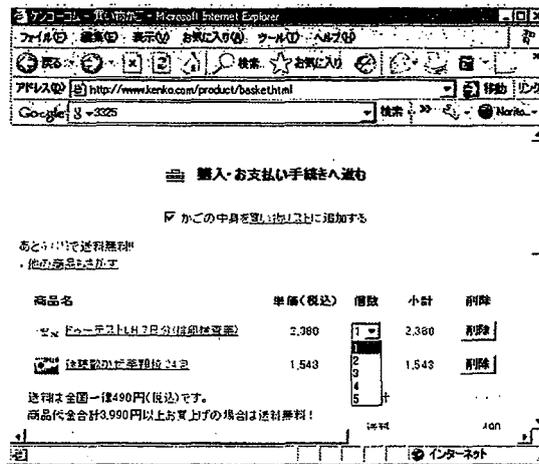


## 数量制限 — 過剰購入対策 —

### ●『過剰購入、大量購入への対処策は？』

- 厚生労働省の示す基準により数量制限を定めます。
- 各店舗は業界ルールに則って制限範囲内で販売することとします。購入希望数量はプルダウンメニューから選択することとし、各店舗が設定した数量以上は入力できないようにします。
- 数量制限の実効性を高めるため、業界として定期的に実態調査を行い、逸脱があれば、業界として指導を行うとともに、保健所等に通報することとします。

例)プルダウンメニューにより購入個数制限を実装したイメージ画面



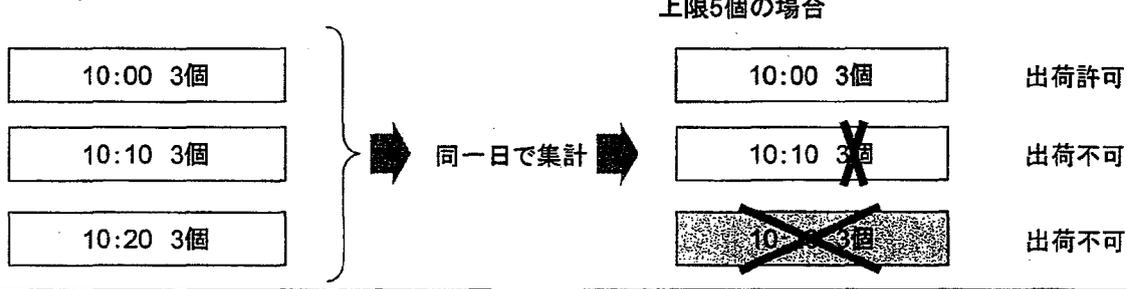
15

## 数量制限 — 頻回購入対策 —

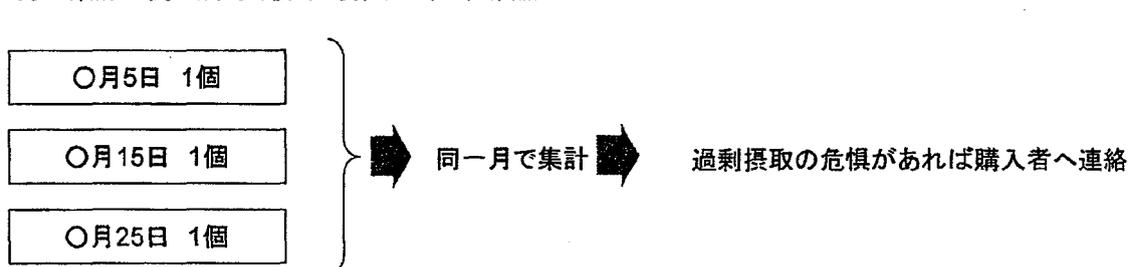
### ●『同一店舗における、頻回購入への対策は？』

- 同一顧客による同一日内の複数回注文は、店舗毎に名寄せを行い合計数量を集計し、制限値を超える申込に対しては販売しない。
- 目的外使用に使われやすい医薬品については、月次で事後的に同一顧客に対する販売個数を集計、異常量の購入があれば、必要に応じて適切な処置をとる。

#### ■ 同一日の集計の例



#### ■ 同一月の集計の例 (目的外使用に使われやすい医薬品)



29

16

## 誤用、事故等の防止措置

### ●『医薬品とその他商品を混同、誤用することはないか？』

#### 【表示関連】

- サイト上では、医薬品と一般の商品とは、売場を別にします。
- 各医薬品には、リスク区分を明示します。

#### 【出荷関連】

- 出荷の際、医薬品は内袋に入れるなど、他の商品と混同しないような措置をとります。
- 販売可と判断済の注文伝票と出荷内容が一致しているか確認を図ります。
- 医薬品の品質劣化、損傷を防ぐ梱包となっているかを確認を図ります。
- 気がかりな点があれば、使用を控え、専門家に相談する旨の文書を同梱します。

17

## 販売後の対応

### ●『使用時(後)に異常を感じたら？』

- 相談窓口の連絡先と対応時間を明記した紙を同梱します。

(以下、当然の異常の防止措置として)

- 健康被害や事故の発生等、使用者の健康が案じられる情報を把握した場合は、
  - 服用による被害を最小化するため、必要に応じて購入者へ連絡するなどの措置をとります。
  - 事後の被害拡大を防ぐため、業界で連携、当該品の販売を停止します。

#### 医薬品と同梱する用紙のイメージ(例)

#### 服用中のご相談・ご質問はこちら

気がかりな点や不明な点があれば以下にご連絡ください。

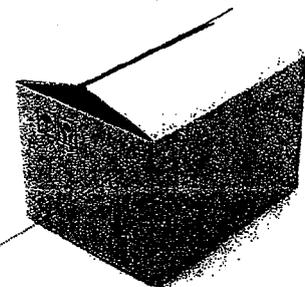
ドラッグKC

営業時間 9:00~17:00

電話番号 03-3xxx-xxxx

メールアドレス.....jp

販売薬剤師



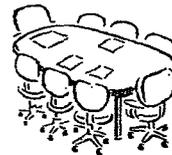
30

18

## 実効性の担保策

### ●『不適切販売を行う店への対策は？』

- 販売状況の見える化を図ります。
  - 各店舗は業務手順の明確化を図ります。
    - ✓ ネット販売の手順を定めます。
    - ✓ 業務手順を開示します。
    - ✓ 継続的に改善を図ります。
- 各事業者等に通報窓口を設置、業界全体で通報内容を共有します。
- 複数機関により、監視、調査活動を行います。
  - 保健所による監視
  - 業界による自主調査
  - 第三者機関による調査
- 業界団体が自主的に調査を行い、不適切な店舗については当局へ通報します。



19

## 環境づくり

### ●『健康被害の未然防止のためにどうしたらよいか？』

- 医薬品医療機器総合機構と連携します。
- 市販薬の副作用、事故例の積極的な把握、収集、に協力します。
- 市販薬の購入実態の概況を、定期開示します。
- 医薬品の適正使用のための啓蒙活動を行います。
  - メルマガを利用した医薬品の適正使用に向けた啓蒙活動を行います。
- 医薬品医療機器総合機構と連携し、使用上の注意の変更など重要な情報が消費者に迅速に届くようにリンク等を設置します。
- 厚生労働省の「おクスリe情報」へリンクし薬の啓発普及を推進します。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>



31

20

厚生労働大臣

舛添 要一 様

### 改正薬事法による医薬品のネット販売規制に関して

現在、貴省において、2009年の改正薬事法の施行に向けて関係省令等を検討されていると拝察致しますが、貴省主催の検討会（「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」）の報告書における医薬品のネット販売（ここでいう医薬品のネット販売とは、許可を受けた薬局・薬店が行うインターネットを通じた販売を指す。以下同じ。）の取扱いにつき、医薬品販売を通じて国民の健康に貢献すべき事業者として、重大かつ深刻な懸念を有していますので、下記の事項を強く要望致します。

なお、我々事業者は、使用上の注意事項等の情報提供を充実させることなど安全な医薬品販売の環境整備に今後ともより一層努めてまいる所存であります。

### 記

#### 【要望内容】

検討会報告書によると第2類医薬品のネット販売については、「販売時の情報提供の方法について対面の原則が担保できない限り、販売することを認めることは適当ではない。」とされ、当該「対面の原則が担保できる場合」という条件についてなんらの提示がなされていない状況においては、現実的には第2類医薬品のネット販売ができなくなることが予想されます。対面の原則が求められる趣旨が「一般用医薬品の適切な選択及び購入、適正な使用に直接つながるものであることから、（中略）情報提供に購入者側のその時点における状態を的確に把握する」（検討会報告書抜粋）ことにあることからすれば、形式的に対面での販売が行われていさえすればその原則を満たすものではなく、また逆に形式的には対面での販売方法をとっていなくても、実質的に対面の原則の趣旨であると思われる、「医薬品の適切な選択及び購入、適正な使用のための的確な状況把握に基づく情報提供の実施」が満たされるものであれば、国民の健康維持という観点からは、適切な医薬品を購入し服用する機会を奪うべきではないと考えます。

この点、詳しくは理由として後述しますが、情報通信技術を活用した通信販売を行う場合においては、情報提供の工夫により、店舗販売の場合と同等に上記の趣旨を達成することができます。また、医薬品の通信販売は、生活インフラの一つとして消費者に浸透しており、その販売形態の必要性についても消費者において共通認識となっているものであります。また、アメリカ、イギリス、ドイツでは、一般用医薬品のネット販売は可能となっ

ています。

これらの状況を踏まえ、検討会報告書におけるネット販売の取扱いの方向性は、ネットのみに不当な制限を課す明らかに過度な規制と言わざるを得ず、利用者のニーズを無視したものであります。

我々医薬品のネット販売に関わる事業者は、対面の原則の趣旨を全面的に否定するものではなく、むしろ医薬品の適切な選択・購入、適切な使用を実現するための情報提供は重要なものと認識しております。ただし、その趣旨を達成することができる手段として、店舗における情報提供・相談応需のほかに上記の必要性を有するネット販売も同様に認めるべきであり、その販売が許容されるための情報提供・相談応需についての条件について実態等を踏まえて個別に今後十分な議論を経たうえで、省令に位置づけていただくことを強く要望するものです。

なお、我々は、今後の省令等の検討につきまして、日本における医薬品のネット販売の現状や利用者が求める情報提供のニーズ等につき、貴省及び貴省のご担当者に説明等による協力を申し上げる所存であり、我々事業者は、そのような協力等を通じて、貴省の活動及び安全な医薬品販売の環境整備に建設的な貢献をし得ると考えています。

#### 【理由】

##### 1. ネット販売による対面の原則の実質化について

ネット販売においても、対面の原則の趣旨であると思われる、「医薬品の適切な選択及び購入、適正な使用のための的確な状況把握に基づく情報提供の実施」を店舗での販売の場合と同等あるいは容易に達成することができる場合があります。具体的には例えば以下のとおりです。

- ・ 医薬品の詳細情報の入手に関しては、商品購入画面から医薬品の詳細情報について説明した公式ページにリンクをはることができるため、ワンクリックで詳細な情報を提供することができます。
- ・ 質問・相談応需に関しては、メールやメールフォームなどによる質問・相談があった場合にはその質問内容や回答内容を保存しておくことができるため、過去の質問・相談内容を参照した上で、相談時点の状態に応じた情報提供・相談応需が可能です。
- ・ 商品の選択に関しては、ネット上の検索ツールを使って多様な商品の情報を参照した上で商品を選択することができます。
- ・ 購入に関して羞恥心を伴う種類の商品（育毛剤、水虫薬、生理用品、避妊薬・避妊具、妊娠検査薬等）に関する情報提供については、電話・メール・メールフォーム等のネット上のツールを用いることにより、羞恥心を感じることなく相談することができるため、十分な情報提供を受けることが可能です。
- ・ 医薬品の安全情報・禁忌情報の提供に関しては、メールアドレス・電話番号・住所等の登録情報を利用して、個別に直接的な情報提供をすることができます。

このように、ネット販売は、対面での販売と並んで対面の原則の趣旨を達成することができるものですので、そのような現状に鑑み、情報提供・相談応需に関する対面の原則が担保できる条件について、ネット販売の実態等を踏まえて個別に今後十分な議論をすることこそ重要であります。

## 2. ネット販売の必要性について

医薬品のネット販売は、生活インフラとして既に定着しており、それらが否定されることは、消費者の必要性を著しく阻害することになります。消費者のニーズとしては、具体的には、例えば、以下のものが挙げられます。

### ・時間的に制限のある購入者のニーズ

- －乳幼児や要介護者を抱えるなどの事情から外出が困難な家族のケース
- －共働き世帯のケース
- －多忙で店舗の開いている時間に行き物に行くのが困難なケース。

など

### ・地理的に制限のある購入者のニーズ

- －近隣に薬局・薬店が無い地域に在住しているケース
- －外出が困難で店舗に出向くことができない高齢者・障害者のケース
- －常用している医薬品がなじみの薬局・薬店にはあるが引越し先近辺の薬局・薬店には販売されていないケース

など

## 3. 諸外国における規制との比較について

諸外国における医薬品のネット販売の規制の状況については、例えば、アメリカ、イギリス、ドイツでは、一般用医薬品のネット販売が可能となっています。したがって、ネットでは十分なコミュニケーションができないことを理由に販売を制限することは、過度な規制と言わざるを得ません。

## 4. 対面による相談ができないことを原因とするトラブル事例について

上記報告書を検討する会議においても、ネット販売であることを起因とするトラブル（対面による相談ができないことを起因とするトラブル）事例は特段示されていません。

したがって、ネット販売を他の手段と比較して過度に制限すべき理由は存在しないと考えます。

## 5. 省令案等ルール検討過程について

上記報告書を検討する会議には医薬品をネット販売している事業者の代表が参加しておらず、また、報告書の内容についても広く意見を求めているので、多様な意見の反

映が十分になされていないまま議論が行われているおそれがあります。また、当該検討会で、医薬品のネット販売を行う事業者の団体がプレゼンテーションを行い、現状における情報提供のあり方等を説明しましたが、それに関する議論は1回しか行われなかったため、当該情報提供の内容が具体的にどこが不足しているのかなどの実質的な議論まではされていません。

したがって、省令等の検討においては、医薬品のネット販売の状況や利用者のニーズ等の現状把握が必要不可欠と考えられます。

以 上

2008年8月7日

(上記の趣旨に賛同して、下記の102社が連名。五十音順。)

#### 1. 販売事業者

株式会社青葉	代表取締役 渡辺 泰捷
有限会社アサヒ薬局	薬品管理者 田村 恵子
有限会社イサミ薬品	店長 菅谷 共起
一心堂漢方株式会社	代表取締役 荻 秀幸
一成堂薬品	岡部 祐子
井上薬品	井上 典久
岩津薬房株式会社	代表取締役 岩津 武
岩間薬局	店舗運営責任者 石原あかり
株式会社インテリムジャパン	相部 有美
有限会社ウィンズ	代表取締役 荒木 司
株式会社ウエダ薬局	福本 雄志
有限会社ウエット	代表取締役社長 曾根 潤二
有限会社ウェルネット	代表取締役 尾藤 昌道
有限会社鋭進	ネットストア店長 岡崎 康弘
大宮パークドラッグストア	取締役 岩波 茂雄
オカムラドラッグ	代表 岡村 昇
有限会社オリオンドラッグ薬局	店舗運営責任者 堀内 美和
有限会社快誠堂	代表取締役 今村 恒
刈谷みさき薬局	店長 神谷 吉秀

有限会社河内屋エナジー	代表取締役 山内 和也
有限会社漢方の葵堂薬局	西岡 敬三
有限会社菊屋薬局	代表取締役 新淵 宏
合名会社君島薬局	管理薬剤師 君島 典子
株式会社くすりのフタバ	WEB担当 若松 浩
有限会社薬の山下薬局	代表 山下 房子
くすりのゆうみん舎	販売管理師 小笠原 二三男
くすりのヨシハシ	店長(薬剤師) 今北 貴也
くすりのライフ	店長 伊藤 秀敏
有限会社グランドプラス	専務取締役 加地 真紀恵
ゲンキーネット株式会社	取締役社長 小原 剛
有限会社健康堂薬品	代表取締役 安井 正朗
ケンコーコム株式会社	代表取締役 後藤 玄利
株式会社ケンミン	代表取締役社長 大波多茂俊
廣貫堂メディフーズ株式会社	取締役統括部長 富士原 尚文
株式会社更生堂薬局	原見 高弘
神戸船舶薬品株式会社	代表取締役 八木 洋
光和薬品商事株式会社	代表取締役 米田康郎
株式会社互研	代表取締役 長江 喜久夫
株式会社ココ第一薬品	代表取締役 社長 浅野 学
有限会社コスモ薬品商事	代表取締役 早川 茂樹
株式会社コトブキ薬局	代表取締役社長 別府 淑子
このみ薬店	店舗運営責任者 尾崎 りつ
株式会社コメヤ薬局	店長 小谷 華織
株式会社コヤマ薬局	代表取締役社長 小山 義治
有限会社 近藤薬草店	代表取締役 近藤 太一
株式会社佐々木薬品	津高 頼基
株式会社サツマ薬局	取締役 野口 裕司
株式会社サンエー	代表取締役 畝元 晶
株式会社 シーディ	社長 柴田 恭志
株式会社シーフライト	代表取締役 石田 和睦
有限会社十字堂薬品	代表取締役 広瀬 清
株式会社シレスト	管理薬剤師 沖野 芳行
株式会社 ジューゴ	代表取締役 種谷 悟
昭和薬品株式会社	代表取締役 新谷 正樹
有限会社 シンエイ	代表取締役 辻 佳克

有限会社新薬堂薬局	代表取締役 竹内 進
有限会社スギョウファーマシー	取締役社長 須堯 善司
有限会社スマイル	代表 松村 秀一
株式会社セイジョー	営業本部CS推進部ネット通販課課長 相本 義人
株式会社セキ薬品	店長 棚部 崇博
株式会社創快ドラッグ	代表取締役社長 巽 達志
大源製薬株式会社	代表取締役 腰山 武史
株式会社泰山堂	代表取締役社長 金成 敏史
有限会社多賀城ファーマシー	専務 根本 一郎
株式会社タケダドラッグ	本部事務局長 山内 政義
有限会社たにがわ薬局	取締役 谷川 浩子
田ノ上薬局	薬剤師 田ノ上 一郎
有限会社タレントッドファーマ	代表取締役 米澤 由幸
有限会社ティーディーエス三条	代表 竹田 勝代
有限会社中央薬局	代表取締役 河野 敬三
中央薬品株式会社	代表取締役 新田 茂彦
有限会社つちえ薬局	代表取締役 土江 孝
株式会社トキワ薬局	代表取締役 高畠 航
有限会社トップ薬品	取締役 大塚 哲也
株式会社ドラッグピュア	代表代行 松田 誠司
有限会社ドラッグメディカ	代表取締役 日比 謙吉
有限会社なるほ堂薬局	取締役 鍵岡 正文
株式会社ニッショードラッグ	店長 矢野 貴士
有限会社萬里薬局	店長 石井 孝憲
株式会社ビーオーエス	代表取締役 加藤 匠
光る堂薬局	白石 光彦
株式会社ビューティーサイエンス	代表取締役 藤田 道広
ファルメディコ株式会社	取締役社長 狭間 研至
株式会社ププレひまわり	店舗運営部販促企画課主任 藤井 琢三
松尾薬品産業株式会社	寺本 伸一
松田製薬株式会社	代表取締役社長 松田 均
株式会社まるあい	代表取締役 河本 裕之
有限会社ミカワ薬局	代表取締役 川邊 隆子
株式会社ミサワ薬局	代表取締役 三澤 光代
合資会社ミドリ薬局	無限責任社員 市原 秀一
株式会社メディスンプラス	代表取締役 川口 爲之

有限会社 山口	取締役 山口 剛史
株式会社やまざき	代表取締役 山崎 勝昭
株式会社ヤマ新	代表取締役社長 近藤 二郎
株式会社ヤマト	代表取締役 藤村 義則
ユウキ薬局	下村 紀子
有限会社横川ヤマト	店舗運営責任者 山田 秀文
株式会社ライブショップメイト	武田 隆
有限会社ライフライン	井上 悦希
有限会社リライヴ	代表取締役 福永 勝秀

## 2. インターネットショッピングモール運営事業者

ヤフー株式会社	代表取締役社長 井上 雅博
楽天株式会社	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

以 上

2008年10月16日

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

法人名 楽天株式会社  
代表取締役会長兼社長  
三木谷 浩史  
住所 〒140-0002  
東京都品川区東品川4-12-3品川シーサイド  
楽天タワー

9月17日付で貴省が公表した標記パブリックコメント募集につきまして、別添のとおり、意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

(担当者)

氏名:

連絡先:

電話番号

FAX

e-mail:

[意見]該当箇所

- P 12 「○ 薬剤師又は登録販売者による医薬品の販売【新法第 36 条の 5 関係】  
P 12・13 「○ 一般用医薬品の情報提供等【新法第 36 条の 6 関係】  
P 14 「○ 郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第 9 条、第 11 条、第 38 条、新法第 29 条の 2 関係】  
P 17 「様式 1 郵便等販売届書」  
P 18～20 「(2) 薬局等構造設備規則」  
P 21～24 「(3) 薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」

[意見内容]

「郵便その他の方法による医薬品の販売等」について、1 類医薬品及び 2 類医薬品の販売を禁止することを取りやめ、それらの方法が現状のとおり問題なく販売継続されるよう、所要の修正を求めます。

[理由]

インターネットをはじめとする「郵便その他の方法」という特定の販売方法のみをことさらに不当に制限するものであり、また、「対面の原則」の名を借りた事実上の地域規制として機能するものであり、当該方法での購入を必要不可欠とする多数の消費者にとっては、一般用医薬品を自らの選択で購入するという重大な権利を制限されることとなります。一方で、ネット販売を起因とした健康被害の実例は全く把握されていない状況であり、ネット販売では安全を確保できないとする合理的な根拠も示されていません。したがって、今回の「郵便その他の方法による販売」を大幅に制限する案は、その合理的な理由がないまま、セルフメディケーションの機会を国民から一方的に奪い取ることになり、また、それらを推進する政府全体の施策にも逆行し、著しく不適切であります。

以下にその理由を詳述します。

1. 消費者による一般用医薬品を自らの選択で購入するという国民の重大な権利を制限するという問題について

- (1) 現在、一般用医薬品をインターネットで購入している方のニーズを調査してみると、外出が困難な方（高齢者、障害を持った方、妊婦、家に要介護者がいる方、育児中の方等）、地理的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な方（田舎等のために近くの薬局・薬店に自分が希望する商品が無い方等）、時間的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な方（共働きのため時間が無い方等）、その他実店舗では購入することに強い抵抗を感じる方（人目が気になる医薬品の購入者等）など多種多様なニーズにネット販売は応えてきており、非常に感謝されてきていることが分かります（具体的に収

集した利用者の声は、別添を参照してください)。これらのニーズは、実店舗での購入が困難であることに深く根ざしたものであることから、インターネットでの購入ができなくなることは、これらの消費者にとっては、死活問題といっても過言ではありません。

(参考1) 本年7月31日から8月1日にかけて行ったインターネット調査によれば、多くの医薬品につき、約6～7割がネットで購入できなくなると、大変不便(不都合)又は不便(不都合)と回答しています。特に、40代男性では、この割合が非常に高くなり、約7～8割弱になります。なお、当該調査内容は、8月14日に開催された規制改革会議医療タスクフォースからのヒアリングの際に資料として提出しており、規制改革会議のHP上で公開されています。

(2) ネット販売は、上記のようなニーズがあることも背景として、成長を続けるEC市場の中でも特にここ数年急速に伸びており、多数の消費者にも必要不可欠な手段として定着してきています。

(参考2) 経済産業省「平成19年度電子商取引に関する市場調査」によれば、医薬品化粧品小売業のEC市場規模は、EC市場全体の規模の伸び率を上回るペースで推移している(EC市場全体の対前年比伸び率が、2006年に27.1%、2007年に21.7%であったのに対して、医薬品化粧品小売業の当該率は、2006年に33.7%、2007年に27.0%)。

(参考3) 今回の改正により影響を被る人数(ネットで医薬品購入の経験のある人数)の推計 約852万人

算出根拠: 8,754万人【注1】×86.9%【注2】×11.2%【注3】

【注1】2006年末におけるインターネット利用人口(出典:総務省の平成19年版情報通信白書)

【注2】2007年におけるインターネットショッピング利用経験率(出典:経産省の「平成19年度電子商取引に関する市場調査」補足説明資料図表8)

【注3】インターネットショッピング利用経験者中で医薬品の購入経験がある人の割合(出典:ヤフーバーリュールインサイト株式会社 C-NEWS調べ)

(3) 10月7日に行われた規制改革会議と厚生労働省との公開討論(以下単に「公開討論」という。)の資料③の5頁(注1)によれば、こういった消費者のニーズを奪うことに関する貴省のコメントとして「コンビニエンスストア等における販売などが容易」になることを解消策としてあげているように解されますが、先ほど述べたニーズは、そもそも外出が困難であったり、コンビニエンスストアもないような田舎に住んでいる場合等であるので、コンビニエンスストア等における販売ではそのニーズを満たすことはできず、問題の解消にはなりません。公開討論においても、このような消費者の権利を一方的に奪い去ってしまうという重大な問題につき、注1の記述以外に貴省から明確な見解や反論はありませんでした。

(注1) 公開討論での資料③の5頁9行目～13行目

「今般の法改正を見れば、登録販売者等を確保することにより、コンビニエンスストア等における販売などが容易と

なり、コミュニケーションや製品入手にタイムラグが発生するインターネット等による販売に比べ、消費者はより身近なところで、的確な情報を得ながら、一般用医薬品を購入できるようになる。」

- (4) なお、公開討論の資料③の 6 頁 18 行目～27 行目によれば、今回の改正の影響に関する貴省のコメントとして、「販売可能な医薬品の範囲等にある程度の変更は生ずるものと予想している」とありますが、市場規模構成比率で 67%と推定される(注2) 第 1 類及び第 2 類医薬品が全てネットで購入できなくなることから、ご説明のような影響にとどまるものではなく、インターネットでの購買を必要不可欠としている消費者からそれらの医薬品の購入の機会を一切奪うことにもなりかねないという意味で甚大な影響を及ぼすことになります。

(注2) 富士経済(株)が、独自に推定して分類した 2007 年の構成比率(2008 年 7 月 25 日公表)。

## 2. ネット販売を起因とした健康被害の実例を 1 件も把握することなく、当該販売を大幅に制限するという問題について

- (1) 公開討論における貴省のご回答によれば、ネット販売を起因とした健康被害の実例は 1 件も把握していないことが明らかになり、規制を行うための立法事実が全くないことが明確になりました。
- (2) 公開討論での資料③の 5 頁によれば、この点に関連して、(注3) のとおり貴省より言及があります。「予防原則」の内容が漠然としすぎておりこれだけではその適否を判断する材料がありませんが、仮にそれを前提としても、ネット販売が、注 3 で示されている 2 点の趣旨を満たせないということはありませぬ(3. で詳述)ので、「予防原則」の観点からも規制の理由は存在しないと考えます。

(注3) 公開討論での資料③の 5 頁 25 行目～6 頁 3 行目

「・・・このような医薬品の本質を考えれば、副作用被害の発生件数等にかかわらず、想定しうる事態に対して予防原則に従った制度設計を図る必要がある。特にインターネット等による販売については、専門家において購入者側の状態を的確に把握することが困難という点と、購入者と専門家の間で円滑な意思疎通を図ることが困難という点において、対面による販売と相違しているため、国民に安心と安全を提供することが困難と考えている。」

## 3. ネット販売では対面による販売と違って安全を確保できないとする事の合理的な根拠が示されていないという問題について

- (1) 公開討論において、貴省から、ネット販売では安全を確保できないとする説明が(注4) のとおりありましたが、ネットでは対面の原則の趣旨を満たすことはできないという一方的な決め付けになっており、改正薬事法第 36 条の 5、第 36 条の 6 を満足するのに不十分である旨の合理的な根拠は示されていません。

(2) ネット販売でも、下記の理由により、十分な情報提供等を含めた安全確保の措置を実施しており、改正薬事法第36条の5、第36条の6の趣旨を十分に満たすことができます。

- ・ ネット上での検索ツールを使って多様な商品の情報を参照した上で商品を選択することができるほか、箱の中の添付文書にしか書いていない詳細な情報もウェブ上で表示できます。また、添付文書が更新された場合、そのような情報もすばやく更新して掲載できます。
- ・ 購入者側の状態を把握するのに必要な情報を入力させるなどの方法により、当該状態を把握することができます。なお、ネットの場合フェイストウフェイスでないことを状態を把握できない理由とすることは適切ではありません。薬剤師や登録販売者は、医者のような医療行為は禁止されており、顔色等から状態を把握する能力を有していることを前提にしていないからです。
- ・ 電話、メール、問合せフォーム等を活用して、十分な意思疎通を図ることができます。さらに、メール等の場合は、問い合わせ事項を記録できるので、過去の情報も踏まえた上で対応できるので、その意味ではより密接な意思疎通が図れます。
- ・ 電話、メール、問合せフォーム等での問い合わせ内容のほか、顧客データ、販売履歴等を活用して、専門家が、発送の可否を判断し、不適切な場合は販売不可とすることで安全を確保しています。
- ・ 実店舗と違い、対応にタイムラグがある場合もあるのは事実であるものの、公開討論では、タイムラグがあることと安全性が確保できないこととの合理的な因果関係は説明されていませんでした。その場ですぐに購入することを前提とした販売経路でないこと自体は消費者は事前に認識している中で、上記のような十分な情報提供等を含めた安全確保の措置がなされているため、タイムラグがあること自体が安全確保のために特に問題になるわけではありません。
- ・ ネットでは、専門家により行われているかどうかを確認することが難しいとありますが、専門家の資格をあらわす証票等をウェブ上で分かりやすく表示することなどで対応できます。

(注4)

1. 公開討論での資料③の5頁27行目～6頁3行目

「・・・特にインターネット等による販売については、専門家において購入者側の状態を的確に把握することが困難という点と、購入者と専門家の間で円滑な意思疎通を図ることが困難という点において、対面による販売と相違しているため、国民に安心と安全を提供することが困難と考えている。」

2. 公開討論での資料③の4頁24行目～5頁2行目

「インターネット等による販売では、購入に当たって製品を示しながらコミュニケーションをとることができないこと、購入者側のその時点における状態を把握することが困難であること、購入者側が情報提供を求めた場合に、その対応に時間を要し、また、専門家によって行われているかどうかを確認することが難しい点におい

て、対面による販売と比べて問題があると考えている。」

- (3) なお、今回の省令案の内容を議論した厚生労働省の検討会（「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」。以下単に「検討会」という。）では、ネット販売している事業者が参加しておらず、多様な意見の反映がなされておられません。また、当該検討会で、ネット販売を行う事業者の団体がプレゼンテーションを行い、現状における情報提供のあり方等を説明しましたが、それに関する議論は1回しか行われていなかったため、当該情報提供の内容が具体的にどこが不足しているのかなどの実質的な議論まではされていません。

したがって、ネット販売でも安全を確保できるのかできないのかに関する検討過程については、非常に問題があると考えています。

#### 4. 「郵便その他の方法」という特定の「販売方法」を制限することの法的問題点について

- (1) 販売方法に制限を加える根拠となる明示的な個別の法律上の規定の不存在について  
公開討論では、ネット販売を禁止する法律上の根拠は、対面の原則を示す規定である第36条の5、第36条の6であるとの説明が貴省からありましたが、第36条の5は、当該規定の見出し（「一般用医薬品の販売に従事する者」）にもあるように、販売に従事する専門家を一般用医薬品の種類ごとに明らかにした規定です。第36条の6は、当該規定の見出し（「情報提供等」）にもあるように、あくまでも「情報提供」のあり方を定めており、文言上も「医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供」としていることからネット販売を制限していることにはなりません。販売方法に関する規定としては、見出しに「販売方法等の制限」とあることから分かるように第37条になりますが、この規定がある現行法上において、ネット販売は、貴省が公開討論で説明されたように「ぎりぎり適法」とされているので、第37条との関係でネット販売は禁止されていないことが明らかになりました。先般の薬事法改正において、当該規定は実質的には何の改正もなされていないことから、改正後の薬事法においてもネット販売は禁止されていないということになりますので、省令でネット販売に制限を加えうる法律上の根拠は不存在であることになります。国民の権利を制限する事項は法律で定めるべきものであるにもかかわらず、一行政庁のみで制定可能な省令で規定しようとしており、違憲ではないかと考えます。

この点につき、公開討論の場で、貴省からは、考え方が示された検討部会の報告書が改正法案の審議に当たって予め公表されていたこと等といった法律の規定とは関係のない事項の回答がなされている（注5）ものの、包括委任や白紙委任を禁止する憲法との関係で法律上の規定や文言に沿った合理的な説明は一切なされておられません。

（注5）公開討論での資料③の2頁27行目～3頁5行目

「省令案では、販売時の情報提供を専門家が対面により行うことを原則としているため、インターネット等による販売については、販売時に予め情報提供不要な第三類医薬品が販売可能との考え方に基いている。以上の考え方については、公開の場で検討され、検討部会の報告書に明記され、かつ、改正法案の審議に当たって予め公表し、それを前提に国会での法案審議が行われており、今回の省令案の内容が法律による委任の範囲内であることは明らかである。」

## (2) ネット販売を行う権利を制限する合理性の不存在について

憲法との関係では、国民の権利を制約するとしても、当該制約は必要最小限であり、規制目的と規制手段が合理的でなければならないとされています。

貴省が公開討論で「ぎりぎり適法」と認めたとおり、ネット販売は適法として認められた国民の正当な権利です。

一方で、今回の規制案は、下記の理由から、必要最小限な規制ではなく、規制目的と規制手段との間の合理的な関連性がありません。

- ①1類及び2類医薬品の販売について、ネット販売という方法を全面的に禁止する合理的な理由や規制の必要性が存在しません（上記2. 及び3. を参照）。
- ②一方、規制をした場合の影響は、ネット販売を必要不可欠とする者の医薬品の購入の機会を奪うもので、非常に重大なものであることから、規制としての相当性を著しく欠いている（上記1. を参照）。
- ③国民の安全と安心を確保するためには、ネット販売においても改正薬事法第36条の6の趣旨に沿って情報提供のありかたを工夫することで可能であります。したがって、国民の安全と安心を確保するためには、1類医薬品及び2類医薬品のネット販売を全面的に禁止するという規制手法による必要はなく、他に取りうる制約の少ない規制手段があるという点で、規制目的と規制手段の間に関連性がない（上記3. を参照）。

## (3) 改正薬事法第36条の5に基く省令案の内容との関係での問題点について

省令案の12頁10・11行目、同頁15～17行目によれば、販売方法として、専門家が直接販売しなくても、非専門家が専門家の管理及び指導のもとにある場合も認められており、これは対面の原則の趣旨を事実上一部放棄しているとも評価できます。このことは、改正薬事法第36条の5を対面の原則の根拠規定と貴省が主張されていることと明らかに矛盾しています。

専門家の管理及び指導のもとにあることを条件とすれば販売方法として認められるのであれば、専門家がいる薬局開設者・店舗販売業者の行うインターネット販売を販売方法として排除する理由は何一つなく、特定の方法をことさらに規制する不合理な差別的規定であります。

#### (4) 「書面」による情報提供の問題点について

検討会報告書 4 頁 14 行目～16 行目によれば、第 1 類医薬品に係る情報提供において「書面」を用いる理由として、「薬剤師による情報提供の内容を購入者ができるだけ理解しやすいようにするためのものであり、購入者の理解を補助することのほか、購入後の記憶を補うものとしての役割もあると考えられる」とあります。「購入者の理解の補助」や「記憶を補う」ということは、ウェブ上やメール等のやりとりで必要な情報をじっくり読むことができ、また、当該やり取りを記録にも残せるネット販売のほうがより趣旨を満たせるといえます。ウェブ上の画面を文書として印刷することもできることも踏まえると、ウェブ上での情報提供等も「書面を用いて」を満たすものとして解釈運用することが適切と考えます。

以上のとおり、今回の規制案は、昨今の EC の問題の進展やネットを利用する消費者の切実なニーズをかえりみず、また、ネット販売を起因とした健康被害の実例も示すことのないまま、ことさらネット販売を大幅に制限しようとしているものであり、このままでは非常に問題があります。また、「対面の原則」の趣旨である消費者の安全を確保する意味での情報提供は、ネットでもその特性を生かして十分に行うことができます。

貴省におかれましては、今回のパブリックコメントで提出された各種意見を十分に踏まえ、ネット販売の継続を認める省令改正を行っていただくことを切に願います。

以 上

(別添)

## 医薬品のネット販売に関する利用者の声

医薬品を購入した消費者のレビュー、医薬品のネット販売に関するアンケートでの購入動機に関する回答結果等から収集したものを記述しています（固有名詞は伏せ、誤字脱字はそのままにしています）。

消費者のニーズ	利用者の声
I. 外出が困難な方の ニーズ	「親の介護をしているので、外出できない。そのためネットで買えるのはありがたい。」
	「産後1ヶ月未満だったため。」
	「日光アレルギーがでて出歩けなかったから。」
	「スノーボードでの事故で脊髄を損傷し、髄液が漏れるので、外出がままならない。漢方薬を服用すると症状が緩和するのでずっと続けたい。ネットで購入できるのは本当にありがたい。」
	「メニエール症候群で、めまいで困っています。症状がひどいときには歩くことができません。改善の為に漢方薬はかかせません。ネットで送ってもらうのはとてもありがたいです。」
	「医薬品が気安く買えて、介護している身には嬉しい限りです。」
	「両方の頬にできた、シミ。目だって、メイクでも消えません。この〇〇で治れば奇跡かなあーと購入。子育て中で、病院に行く時間がない私に、救世主か。使用後の報告をまたさせていただきます。」
	「口内炎ができてやすい私にはとても大事なものです。小さい子供がいるので歯医者にもなかなかいけないのでネットで売っててよかったです。」

消費者のニーズ	利用者の声
II. 時間的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な消費者のニーズ	「仕事の都合で、勤務地が遠くなり、利用する交通機関も変わった。いつも買っているお店の営業時間に通えなくなったがその店がネットで同じ商品を販売しているので便利です。仕事が休みの日には実店舗に出向き、症状などの確認や相談を受けていただいています。通える日が少ないのでネットで引き続き販売してほしい。」
	「いつも冬になると雪で交通機関が不便になります。ですのでネットで購入できるのは本当に助かります。」
	「ドラッグストアで購入するより、安く買えて大満足。共働きなので、すぐに病院へ連れて行けないから、風邪の引き始めに飲ませるのに、常備薬として重宝しています。味もおいしいので、子どもも喜んでます。」
	「時間がないものにはネットで購入できるところがいいです。」
	「肛門周囲膿症からいきなり短期間にあな痔になりました。仕事が忙しい為病院に行くための連休取得もままならず、体質改善も含め漢方で何とかならないものかとネットでいろいろ調べ購入。」 「〇〇が、安かったので購入です☆お薬も、ネットで買えるなんて忙しい人には便利ですよね♪結構、レポートありました☆」
III. 地理的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な消費者のニーズ	「漢方など近くに扱っていない商品が買えなくなるのは、どうなの？今後扱いの店の近くに引越せてこと？」

消費者のニーズ	利用者の声
Ⅲ. 地理的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な消費者のニーズ	「娘の紹介で〇〇薬局を知りました。遠いのでいつも送ってもらってます。私の村は人口1600人しかいないのでいつも飲んでいる漢方薬を売っているお店がありません。娘が〇〇で注文してくれています。本当にたすかっています。漢方薬がないと調子が悪くて。」
	「近所の薬局が後継者不足のため廃業しました。そこのお薬は他のお店にはなく、メーカーに尋ねたところ私の県には3件しか扱っていませんでした。同じ県でも非常に遠く、とても通えません。ネットで買えることを知り以来本当に助かっています。」
	「定価販売ですが、田舎にドラッグストアが無いので、こういうネット販売は便利です。」
	「どこにでも、なんでも塗れて、スースーした感じが良い。田舎でなかなか薬局に行けないので、助かります。」
	「この鼻炎薬は他のメーカーに比べると値段が安いのでこの時期にはうちの家族全員で重宝しています。ただ私の家の近くには売っている所が遠く不便でした。インターネットで検索してみたら、値段は底値ですし、配送も次の日には到着で満足です。」
	「集団感染の流行に乗ってしまいました。周りの薬局は全て品切れ状態で、入ってくるのがまだ先になるとの事。こういう時はネット店があるとほんと便利です。助かりました！」
「この商品は買いたくても薬屋さんでしか扱いがありませんし、なかなか品切れで購入できませんでした。在庫があったところでお店では2つしか売ってもらえません。父は今これしか吸えませんし外出することが困難なので私がいつも走り回って買い求めていました。2カートン買えて大助かりです。お店の対応も迅速ですので、また利用させていただきます。」	

消費者のニーズ	利用者の声
Ⅲ. 地理的に薬局・薬店に訪問して購入するのが困難な消費者のニーズ	「実家の父にこの薬がいいと伯母が言ったので買ってきてと頼まれましたが、田舎なので常在の品ではなく、取り寄せで1箱の注文はできないとのこと。念のためと思ってネット検索したら見付き、しかも注文後3日で到着なんて、ビックリです。送料も無料で有り難いと思いました。」
	「ビジネス街に住んでいるので、近所のドラッグストアに子供向け商品がなく、いつもインターネットで購入しています。このいちご味が一番おいしく、嫌がらずに飲んでくれます。子供向けなだけあって、効き目は緩やかなので、引き始めや何となく風邪を疑うようなときのみ使用しています。」
Ⅳ. 実店舗で購入することに強い抵抗を感じる方のニーズ	「検査薬等を買づらい。売っているところが少ない。必要なものなのに、店頭で買づらいものでありネットで購入できることは非常に重宝しています。店頭でしっかり説明を読むのも恥ずかしいですが、ネットではページでそれがゆっくりよめるし、その場でカラダの部分を見ながら検討できるので嬉しいです。」（注：妊娠検査薬）
	「薬局で買にくいのでネットで購入できるのは助かります。匂いもなく色も無色なので使いやすいです。」（注：痔の薬）
	「注文後2日で、届きました。すぐ、欲しかったけど、なじみの薬局に買いに行くのは恥ずかしかったので、ネット販売は重宝しました。すぐ、届いたのが一番うれしいですね。」（注：妊娠検査薬）

消費者のニーズ	利用者の声
IV. 実店舗で購入することに強い抵抗を感じる方のニーズ	<p>「ここのお店は発送が早く発症後に購入したので一日も早く欲しかったのでとても助かりました。病気の原因がわかっているのに病院で2時間以上またされ、何度も通わないといけないのは子持ちの私にとって本当に大変なことなので自宅で自分で治せるのはありがたいです。今は完治しました。若干薬が挿入しにくいかんじがしたので星1つ減らしました。薬局で買うのはやや抵抗のある薬なのでネット販売はいいですね」(注：膣カンジタの再発治療薬)</p>
	<p>「うちの婆ちゃん談) すごくよいそうです。お婆ちゃんの外出も増えました。何となく店頭では買いにくい品でも、ネットなら宅配でくるので便利ですね。産後の女性にも人気があるようです、ここなら価格の面でも対応のよさでも安心とお得です。我が家は もう数回注文してますよ♪」(注：尿もれ対策の薬)</p>
	<p>「お薬が安く手軽に買えて便利です。鼻炎のお薬って外で買うの恥ずかしいけど、ネットだとその点気にせず買えます。」</p>
	<p>「ちょっとお店では(／＼*)ハジュカチ...くて買えないのでネット購入。いざっていうときあると便利だよd(-^-)ネ」(注：軟膏薬)</p>
	<p>「こういうのって店頭では買いにくいので、ネットは便利です。パッケージも一見水虫の薬には見えない(にきびの薬かなって思う)ので、いいですね。薬が効いたのか、すっかり治りました。」(注：水虫薬)</p>
	<p>「やっぱり店頭では購入しづらいですねえ。通販便利です。通販できなくなると、非常に困る・・・」(注：坐薬)</p>

消費者のニーズ	利用者の声
V. その他実店舗と比較した場合の優位性によるニーズ	「せっかく薬局に行っても普段から使っているお気に入りのものがなく、別の商品を強引なトークで買わされてしまうことってないですか?(特に胃薬など)〇〇なら、店員さんとわずらわしい話をするのも商品棚の前でうろうろすることもなく検索してみつけたものを決済するだけです。医薬品を銘柄指定で買うとき、ネット通販は意外にも便利だと思いました。」
	「確実に探している商品を効率よく見つけたいから。」
	「ネットで詳しい説明文などを見ながら購入できる。」
	「新商品を探しやすい、他メーカーの同種の薬を比較しやすい。」
	「自宅でじっくり成分等を把握出来るため。」

2008年12月11日

厚生労働大臣  
舩添 要一 様

一般用医薬品の通信販売の継続を求める要望書

貴省は、一般用医薬品のうち第1類医薬品と第2類医薬品の通信販売を2009年6月より全面的に禁止する薬事法に係る厚生労働省令案を本年9月に示されたところです。

上記の省令案がそのまま確定し実施されることになれば、通信販売で医薬品を購入するのが不可欠な消費者にとっては、その手段が奪われることになり、そのような方たちの健康維持の必要性の観点からは重大な問題があります。今回の省令案が利用者にとって非常に重大な影響を及ぼすことは、医薬品のネット販売継続を求める署名がわずか3週間で10万超集まったことや、利用者の手紙等をご覧いただければ明らかであります。このような状況を踏まえ、現状問題なく行われている一般用医薬品の通信販売を継続させることを要望いたします。

一方、一般用医薬品はリスクを伴うものであることから、その販売に当たっては、健康被害の防止のための措置が講じられる必要があります。その観点からは、一般用医薬品の流通は、実店舗での販売と通信販売の別なく、適切な情報提供とともに行われる必要があるものです。私たちは、別紙の方針案について、通信販売の継続を前提として、関係者による詳細な議論を要望いたします。

私たちは、一般用医薬品の流通に係るすべての業者が今後も使用上の注意等の情報提供をより充実させていくほか、行政側なども含め、副作用情報の有効活用、一般用医薬品の適切な使用のための普及啓発等を促進することで、一般用医薬品の販売における情報提供の環境整備を図っていくことが望ましいと考えます。

また、インターネット等の利用・活用を通じてこれらの環境整備が実現されるために、行政や一般用医薬品の流通に係るすべての事業者、利用者と協力してまいりたい所存です。

【販売事業者（団体）】

医薬品ネット販売推進協議会  
NPO法人日本オンラインドラッグ協会  
社団法人日本通信販売協会

【インターネットショッピングモール運営事業者】

ヤフー株式会社  
楽天株式会社

【有識者】

インターネット先進ユーザーの会

### 一般用医薬品の情報提供に関する方針案

医薬品は効能、服用方法、副作用などの情報と一体となって初めて適正に使用することができるものです。また、副作用のない医薬品はありません。医薬品には効能・効果もありますが、効果以外の作用（副作用）を伴うものです。これは薬局で処方箋なしで買える一般用医薬品であっても異なるものではありません。したがって、医薬品の販売は十分な情報提供と共になされることが不可欠ですし、適切な情報提供がなされずに医薬品が手渡されることは大きな問題です。

よって医薬品の販売の際には、使用される方に対して副作用があるということを認識してもらうことが必要ですし、そのために医薬品販売に関わるすべての者は、誤用や副作用による被害を防ぐための情報提供として最善のものは何か、そしてそれをどう提供するかを考えることが必要です。

情報提供の重要性を考えたとき、医薬品に関する情報（副作用に関する情報などの安全性情報を含みます）を多くの方々に伝えていく手段としてインターネットという通信手段は極めて有用です。既に、インターネット上では厚生労働省や医薬品医療機器総合機構のホームページを通じて情報提供がなされていますし、一般の方々にわかりやすく医薬品の情報を無償で提供するようなサービスも存在しています。

医薬品の適正な使用という観点からは、まさに医薬品を入手しようという際に適切に情報提供が可能であるという体制が確保されていることこそ求められています。そして、現状においては下記に例示するとおり、販売経路それぞれに情報提供手段としての特徴がありますので、最善の情報提供を行うという視点にたつて、個別の販売経路の短所を否定しあうのではなく、医薬品販売体制全体で最善の情報提供を行うための議論をすべきと考えます。

#### <店舗販売における情報提供等の特徴>

- ・行きつけの店舗での、購入履歴や持病等を熟知した薬剤師との対面のコミュニケーションによる情報提供
- ・ネット検索ができない方、個別の補足説明が必要な方への情報提供
- ・かかりつけ薬剤師の記憶による大量購入制限

#### <ネット販売における情報提供等の特徴>

- ・PDFファイルなどによる購入前の添付文書の閲覧、確認
- ・店舗では聞きづらい医薬品に関する情報の提供
- ・行政庁の安全性情報のリンクによる提供・それに基づく販売停止
- ・購入履歴による大量購入制限
- ・購入履歴による医薬品回収への協力
- ・申込から発送までの時間差を利用したチェックや送付管理が100%薬剤師によって実施可能

上記のとおり、今、私たちが考えなければならないことは医薬品が効能だけではなく、重篤な副作用発現の可能性もあるということも多くの人々に理解してもらい、販売にあたってはいかに適切な情報を伝えていくかということです。そのために最も有用な方法は何なのかということを検討し、店舗で可能なこと、インターネットで可能なこと、それぞれが苦手な部分をどう補完していくのかということを考えていくことが大切です。

店頭かインターネットかという医薬品へのアクセス手段に目を奪われてしまうことなく、合理的かつ科学的な視点に立って、医薬品とともに必要な情報がきちんと使用される方々に届けられるためにはどのような方法が有益なのかを考えていくことを関係者全員が方針として堅持していくことを提案したいと思います。

以 上

2009年2月6日

報道関係各位

## 一般用医薬品の通信販売継続を求める共同声明

### 【販売事業者（団体）】

医薬品ネット販売推進協議会

NPO法人日本オンラインドラッグ協会

社団法人日本通信販売協会

### 【インターネットショッピングモール運営事業者】

ヤフー株式会社

楽天株式会社

### 【有識者】

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会

本日、薬事法施行規則等の改正が公布されるとともに、医薬品の販売方法に関する検討会が開催されることにつき厚生労働大臣より表明がありました。本件に関する我々のコメントを下記のとおり表明いたします。

### 記

1. 我々は、一般用医薬品の通信販売を大幅に制限する省令案の問題点を繰り返し指摘してきましたが、一般用医薬品通信販売継続を求める国民の切実な声や我々の主張が受け入れられず、今回当該内容のままに省令が公布されたことを大変残念に思います。今回の省令による大幅な販売制限は、科学的・合理的な理由に基づかず、通信販売による医薬品の購入を停止せざるを得ない多くの消費者の方々の健康を害する可能性があるものです。ヤフーと楽天に寄せられた署名数が累計で30万件を超えていること（速報値）等からも分かるように、一般用医薬品の通信販売は、国民の健康維持のために生活に深く根ざした必要不可欠な手段となっています。一般用医薬品の通信販売が大幅に制限された場合には、国民の健康維持の観点から非常に大きな問題があると考えます。
2. したがって、我々は、一般用医薬品の安全な販売環境整備に関する議論をしっかりと行っただうえ、現在通信販売で医薬品を購入して健康を維持されている方々が、た

とえ一日であっても、健康不安を感じられることがないように、通信販売が2009年6月以降も継続可能となるよう省令を再改正すべきと考えます。

3. 今回、本件に関する国民的議論をするために厚生労働大臣のご指示により検討会が新たに設置されるとのことでありますが、当該検討会においては、前述のような国民の健康維持の必要などといった差し迫った必要性に鑑み、2009年6月以降も一般用医薬品の通信販売継続を可能とするための安全な販売環境整備について早急に議論すべきと考えます。なお、その際、規制の根拠を対面対面ではないかといった形式的な基準に求めるのではなく、科学的・合理的な根拠を裏づけとして、通信販売その他の販売方法を問わず、全ての販売経路で実質的に安全な販売体制を確立するという視点に立った検討が行われるべきと考えます。我々は、当該検討会に積極的に関与していく所存であります。
4. 我々は、一般用医薬品通信販売に係るルール整備等につき業界内で議論を開始しており、安全な販売環境の整備と国民の健康維持のための努力を精力的に続けていく所存であります。

以 上

**【参考資料】**

- ・ 2008年12月11日 厚生労働大臣に要望書を提出  
<http://www.rakuten.co.jp/info/release/2008/1211.html>
- ・ 2009年2月2日 署名が累計で30万件を突破した旨公表  
[http://www.rakuten.co.jp/info/release/2009/0202\\_1.html](http://www.rakuten.co.jp/info/release/2009/0202_1.html)  
<http://pr.yahoo.co.jp/release/2009/0202b.html>

2009年2月20日

厚生労働大臣  
舩添 要一 殿

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」開始に当たっての要望

日本オンラインドラッグ協会理事長  
後藤 玄利

楽天株式会社代表取締役会長兼社長  
三木谷 浩史

今般、厚生労働大臣のご指示により、「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」が設置されることになりましたが、開始に当たりまして、下記の事項を要望いたします。

#### 記

##### 【要望事項】

1. 薬事法施行規則改正案等のパブリックコメントの個別の結果は厚生労働省のもとに隠蔽されたまま開示されていないので、個別の意見を全てウェブ上で開示した上で、それらに対する厚生労働省の回答をもウェブ上で早急に明らかにすべきです。
2. 検討会の構成員につき見直しを図り、通信販売を実際に利用する者の生の声を把握できる者や販売を実際に行っている事業者、本件に関して販売継続の意見を有する有識者等をさらに構成員に加え、少なくとも構成員の半数がこのような者になるようにして、真の「国民的議論」を目指すべきと考えます。
3. 座長については、旧検討会の結果を差し戻した「国民的議論」を行うという新検討会の趣旨にかんがみ、通信販売にも知見のある有識者を指名すべきと考えます。
4. 議題が2つに分かれているが、一般用医薬品の通信販売継続を可能とするための安全な販売環境整備について早急に議論すべきであり、一体として議論すべきものと考えます。
5. 「国民的議論」を喚起するために、検討会の模様は、インターネット放送などを利用してリアルタイムに幅広く国民に情報を公開すべきと考えます。

## 【理由】

薬事法施行規則等の公布にあたり、先日パブリックコメントが公開されましたが、厚生労働省によれば、「郵便そのほかの方法により医薬品の販売等」の部分に対して2,353件の意見が寄せられ、2,303件が反対の意見として寄せられたとのこと。それらの意見は個別でかつ切実なものでありますが、それらのほとんどが公開されずに隠蔽されています。また、その意見の内容は想像をはるかに超える多種多様かつ個別の事情が複合的に重なり合った切実な意見です。本来のパブリックコメントの趣旨からすると、これらの意見は隠蔽されるべき意見ではなく、まさに国民的議論をする上では必要不可欠なものである。個別の意見のすべてを開示し、それらに対する厚生労働省の考え方をコメントする義務があると考えます。

今回の検討会は、通信販売の大幅な制限の方向性を打ち出した「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」の構成員15人（後任者1人を含む）をもとにしており、新たに追加されたメンバーは、たったの4人にすぎません。大臣は、記者会見で、繰り返し国民的議論の必要性に言及されてきましたが、このような構成メンバーで本当に「国民的議論」が担保されるのかを危惧いたしております。また、真の「国民的議論」を担保するためには、国民に幅広く情報が行きわたることが必要であるとともに、議事運営上も公平性を担保する必要があります。

ヤフーと楽天に寄せられた署名数（速報値）が50万件を突破したことからも分かるように、一般用医薬品の通信販売は、国民の健康維持のために生活に深く根ざした必要不可欠な手段となっています。署名に寄せられたコメント等からは、通信販売以外の方法では購入が困難な利用者が多数存在しており、代替策（医療機関への受診時等での購入、依頼を受けた家族などによる購入、配置販売、最寄の薬局に送付する等）では解決できないと考えます。「薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策」と「インターネット等を通じた医薬品販売のあり方」の2つに議題が分かれています。第1の議題につき、不完全な代替策をもって全ての問題の解決が図られたとして以後の議論がないがしろにされてしまうことを危惧いたします。通信販売での医薬品の購入を通じて健康を維持する購入者の方にいかに安全な環境を構築しながら販売を継続できるかを議論することが必要不可欠です。

我々は、医薬品を通信販売で購入して使用することにより健康の維持を図っている方々の健康の問題を考えることが必要と思っております。また、そのような国民のニーズを踏まえながら業務を行ってきた事業者が、法律に根拠を持たない規制により突然サービス提供を大幅に制限される事態になることは非常に大きな問題があると考えます。

つきましては、安全な販売環境の整備と国民の健康維持のための建設的な議論が行われるよう、今後の検討会の運営につき、何卒ご配慮のほど宜しくお願いします。

以 上